

第5回阿蘇市議会会議録

1. 平成 26 年 8 月 29 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 平成 26 年 9 月 10 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 平成 26 年 9 月 10 日 午後 4 時 16 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場

出席議員

1 番	谷 崎 利 浩	2 番	園 田 浩 文
3 番	菅 敏 徳	4 番	市 原 正
5 番	阿 南 善 範	6 番	森 元 秀 一
7 番	河 崎 徳 雄	8 番	市 原 新
9 番	大 倉 幸 也	10 番	湯 浅 正 司
11 番	田 中 弘 子	12 番	五 嶋 義 行
13 番	野 田 好 一	14 番	高 宮 正 行
15 番	井 手 明 廣	16 番	川 端 忠 義
17 番	高 宮 今 朝 秀	18 番	藏 原 博 敏
19 番	古 澤 國 義	20 番	田 中 則 次
21 番	古 木 孝 宏	22 番	阿 南 誠 蔵

欠席議員

な し

6. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	宮 川 清 喜
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	和 田 一 彦
市 民 部 長	佐 藤 菊 男	経 済 部 長	渡 邊 孝 司
土 木 部 長	伊 藤 繁 樹	教 育 部 長	園 田 羊 一
総 務 課 長	高 木 洋	福 祉 課 長	山 口 貴 生
農 政 課 長	本 山 英 二	建 設 課 長	井 八 夫
財 政 課 長	宮 崎 隆	教育委員会教育課長	日 田 勝 也
ほ け ん 課 長	岩 下 ま ゆ み	観光まちづくり課長	吉 良 玲 二
住 環 境 課 長	阿 部 節 生	阿蘇医療センター事務局長	井 野 孝 文

7. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石 寄 寛 二	議会事務局次長	若 宮 一 男
書 記	佐 藤 由 美		

8. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

開議宣告

○議長（阿南誠蔵君） 改めまして、おはようございます。

ただ今の出席議員は、21名であります。

15番、井手明廣君につきましては、遅参の届けを受けておりますことを報告致しておきます。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のうち、教育長が公務のため午前中、出席できないことを申し添えておきます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（阿南誠蔵君） 日程第1「一般質問」を行います。

毎回申し上げておりますが、一般質問の所要時間が45分という事に定められております。

従いまして、質問者の議員におかれましては、簡潔な質問と、執行部におかれましては、的確な答弁をお願い申し上げ、議会の運営にご協力をお願いしたいと思います。

なお、傍聴者の市民の皆様におかれましては、傍聴規定に基づき私語、雑談等をご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

これより順次、質問を許します。

10番議員、湯浅正司君。

湯浅君。

○10番（湯浅正司君） おはようございます。

一般質問の第1日目ということで、大体、本日は9名ということでございます。その中のトップバッターとして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、先日8月29日ですかね、全協で地域振興局の方から、災害危険区域について説明がりましたが、土砂災害警戒区域がイエローゾーンですかね。それと、特区别警戒区域、レッドゾーン。それとまた、この前説明がありましたのは災害危険区域でございます。

これは大体、何なのかをご説明いただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） おはようございます。

ただいま市議の方から、災害危険区域についてということでご質問いただきました。

災害危険区域につきましては、まず今、市議がおっしゃいましたように2種類あります。

1つは、平成24年の九州北部豪雨災害でもありました、外輪山内壁が上から壊れてくるんですね。これにつきましては、土砂災害に関する部分が1つ。それと反対に、黒川をはじめ、各種河川が氾濫して下から水が上がってくる。この浸水被害に対する災害危険区域、その2つがまずございます。

私の方からはまず、土砂災害防止法に基づきます指定についてご説明申し上げます。

浸水被害に関する説明につきましては、私の答弁の後に建設課長の方が答弁を行いますので宜しくお願いします。

まず、先程お話がありました土砂災害警戒区域、また土砂災害特別警戒区域。これにつきましては、根拠となりますのが土砂災害防止法になります。この土砂災害防止法と申しますのは、平成11年6月、今回もそうでありましたけれども、死者24名、山腹の崩壊箇所3百数十件を記録しました広島豪雨災害が起因となって、土砂災害から国民の命を守るために、土砂災害の恐れのある区域について、まず危険の周知、そして警戒避難体制の整備、併せて住宅等の新規立地、新しく増設するような所の制限を加えること、そういったことによって地域の命、人の命を守ろうということで計画をされています。

指定にあたりましては、熊本県の砂防部局の方が担当しております。現地調査を行った上で、地域住民への説明会、そしてその中で意見、同意を得た上で、告示を行うようになっております。

対象となる地域につきましては、土石流危険渓流、山沿いから沢とか、日ごろ水が流れていないけれども雨が降るとどっと水が出るような土石流危険渓流沿い。また、急傾斜地崩壊箇所です。あと、地滑りの危険箇所が対象となっております。

現在、阿蘇市におきましては、土砂災害警戒区域、俗にいうイエローゾーンになりますけれども、99ヶ所指定が行われております。その中で、特に危険、住家にまで甚大な被害を及ぼすような土石流が押し寄せる、そういったゾーンが99ヶ所のうち、レッドゾーンとして80ヶ所ございます。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） おはようございます。

ご質問のありました、災害危険区域についてご説明いたします。

まず、建築基準法に基づきます災害危険区域でございますが、建築基準法に定めがございます、地方公共団体で津波、或いは高潮、出水といった水関係でございますが、危険の著しい区域を災害危険区域として指定することが出来るということになっております。また、危険区域として指定した場合には、住居の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限が、災害上、防止上必要なものは規制できるということになっております。

今回、黒川に関する災害危険区域を指定する予定でございますけれども、現在県において、平成 24 年 7 月の九州北部豪雨災害時の浸水痕跡を調査しております。どこまで水が来たか、ということを調べております。これを具体的には線引きの方法としまして、ここまです災害危険区域として図面に表示することになると思いますが、指定をする予定にしております。

今後、災害危険区域内では、住家ですね、お住まいになる家を建てられる場合には、安全となる高さまで、その区域ごとに高さが変わってまいりますけれども、安全となる高さまで嵩上げをしなければ、建築許可等が出ないということになります。

現在、災害危険区域内にある住宅で、お住まいの住宅につきましては、県が実施します激特事業で嵩上げの事業を行うということになっております。一応、大体今、概算ですが、危険区域内の建物、約 160 戸を嵩上げするという予定になっております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 湯浅君。

○10 番（湯浅正司君） この危険区域ですね、これのその今言われたように線引きですかね、この前の説明のものですけれども、この輪中堤の中に入ったら危険区域にはならないのですか。外はなるのですか。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 先日、振興局からのご説明もございましたけれども、輪中堤の中は危険区域になりませんので嵩上げ等はいりません。その代わりに、輪中堤という形で堤防で囲んで浸水を防ぐという形になります。輪中堤の中は、災害危険区域にはならないということになります。

○議長（阿南誠蔵君） 湯浅君。

○10 番（湯浅正司君） それといろいろなメリット、デメリットがあると思います。危険区域になったことで、地価が下がるとかそういう心配があるんじゃないかと思いますが、そういうところはどうなりますか。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） やはり、災害危険区域という名称と言いますか、区域にされるということになりますと、そういう影響がある場合もあるかもしれません。

ただ実際、ここまで水が来たという記録が残っておりますので、今後そういう所に住家を予定される方には、やはり出水、浸水の危険な場所でありまして、この辺りまでは過去に水が来たことがありますということをお知らせする必要もあると思います。

そういうことで、災害危険区域というのは今回、平成 24 年の洪水時、黒川の出水時の浸水区域までを災害危険区域として、今後、住宅を建てられる方等については、その基準高に上げていただくということになると思います。

ただ今回、指定します災害危険区域の大半は、農地でございます。基盤整備が行われた農地が大半でございますので、沢山の住家がその災害危険区域の中に出てくるというのは、今すぐには考えられないかなと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 湯浅君。

○10 番（湯浅正司君） 輪中堤で囲むと、この 8 ページにございますけど、新たに堤防を高くするとかあります。その他の地区もある訳ですよ、この前の被害で浸水した所もあります。そこも全部、危険区域になる訳ですかね。輪中堤の外の、普通の宅地みたいな。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 区域としては、災害危険区域になります。その区域内にある住家で、高さが災害危険区域の示す高さまで上がってない所は上げていただくという事業を、現在、激特で行おうとしているということになります。説明にもありましたように、基準の高さまで上げていただく事業を今からやっていくということになります。現在ある、家が建っている所でお住まいのところは、激特事業の対象となります。

○議長（阿南誠蔵君） 湯浅君。

○10 番（湯浅正司君） それと、これによりますと、危険区域の設定は自治体である市町村が行うのが妥当であると書いてある訳ですよ。これは県ではなく、市がやらなければいけないのですか。これはしなさいではなく、妥当であると書いてある訳ですよ。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 建築基準法によりますと、地方自治体が条例を作るということになっておりますので、法上は県、もしくは市町村ということになりますけども、現在、熊本県で災害危険区域を条例化しているところは、全て市町村でしているということで、県で指定したところはないということになっております。

○議長（阿南誠蔵君） 湯浅君。

○10 番（湯浅正司君） これは、その地域の人に説明をしないと、危険区域になったということで色々な弊害、メリット、デメリットがあると思う訳ですけど、これは市の方が説明に回られるのですか。危険区域の指定を早くしておかないと、輪中堤とか嵩上げの工事を県がしない訳ですか。これはどうなっていますか。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） まずは、先程申しました宅地の嵩上げですね。この宅地の嵩上げについては、災害危険区域への指定が条件になっていることですので、この事業を行うためには、災害危険区域の指定が必要になるということになります。

それから、輪中堤につきましては、堤防をつくる事業になりますので、災害危険区域とはまたちょっと意味が違う事業になりますけれども、造ったことで堤防の内側が災害危険区域にはならないということになりますので、災害危険区域がどうしても必要なのは宅地の嵩上げに必要ということになります。

それから、説明でございますけれども、現在 160 戸程度予定されておりますところには、県の方からアンケート調査を実施しておりまして、嵩上げの希望や時期について調査を行っております。また、個別の説明とご相談にも乗っていくということでお伺いしております。

○議長（阿南誠蔵君） 湯浅君。

○10 番（湯浅正司君） では、この災害危険区域ですね、大体どの辺ですかね、何箇所かあるとおっしゃいました、その指定する場所。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 手持ちの資料で申し訳ありませんが、先日、振興局からの説明でありました 3 ページに色塗りがしてあります、ピンクの部分が全部、災害危険区域になるということでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 湯浅君。

○10 番（湯浅正司君） ピンクの部分ですか、3 ページですか。

すみません、説明して下さい。違います、これ。

○議長（阿南誠蔵君） 湯浅君、続行して質問して下さい。

○10 番（湯浅正司君） これで見ますと、ピンクのところは黒川河川の周りは全部ですよね。尾ヶ石から東、全部ですかね、殆ど全部ですよね。これで危険区域に、住民の方は納得されますかね。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 住民の方にも、いろいろご意見があると思いますけれども、先程申しましたように、今後、住家を建てられる場合に、浸水したという記録があるということでお知らせをする行政の責任も出てくると思います。危ない所を危ない并表示しておかないと、危ない所にまた低い宅地が建ったり出来たりしますと、また浸水被害が出るという可能性があります。その可能性を避けるために、災害危険区域を指定して家の高さを上げていただくと、今後、家を建てられる所については、基準の高さまで造成をしていただくというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 湯浅君。

○10 番（湯浅正司君） 区域の設定をしますが、これが何年かしたらまた外されるとか、そういうことはあるのですか。決まったものは、ずっと一生ですか。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 浸水区域ですので、例えば河川の計画というのは下流部の白川ですと 50 分の 1 という計画で、50 年に 1 回の雨の計算で国交省や県が整備を進めておられます。黒川の今回予定しております浸水区域は、一昨年 of 豪雨災害の浸水区域を基準にしております。50 分の 1 とかでやりますと、浸水区域はあまり残らなくなって、かなり狭くなるんですけども、一昨年やはり浸水したという記録がある以上、50 分の 1 とかいう数字には拘らずに、実際の実績の高さで面積を定めていきたいと、区域を定めていきたいというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 湯浅君。

○10 番（湯浅正司君） だから、そのあと何年。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） それで、50 分の 1 程度の改修が、もし黒川が下流部からでも進んでくればですね、今回の激特事業は 5 年間で浸水被害をある程度解消するというのが目的でございますので、平成 29 年度までにいろんな事業を終わらせなければいけないということになっています。

ただ、河川の改修については、多額の費用と年数も掛かるということでございますので、実際にきちんと黒川の整備をするということになれば、その激特事業後に下流域から河川改修を進めていかななくてはいけないというふうに思っております。河川改修が進んだ分だけは、災害危険区域も縮小していけるというふうに思っておりますが、一気に減るというようにはならないかなと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 湯浅君。

○10 番（湯浅正司君） この災害危険区域もですが、土砂災害警戒区域、それと特別警戒区域、それとこの災害区域ですね、地域の住民の皆様とお互い納得した上で進めていかないと、後でいろいろと弊害が出てくるかと思いますが、それを確約ではございませんが、十分に話してやっていただきたいと思いますが、その辺はどうですかね。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長

○建設課長（井 八夫君） この災害危険区域も、或いは土砂災害危険区域も、警戒区域につきましても、地形上からくる危険な場所という判断になります。低いとか、或いは傾斜がきついかいようなことになりますので、住民の方のご意見もございますが、危険区域に指定されたくないということで、危険区域に指定はしませんということには、根拠が土地の形に基づいておるものですから、なかなか難しいかなと思っておりますので、危険区域に指定、或いは入ってしまうということのご意見に対しての説明をですね、丁寧にやっていかなければならないかなと思っております。

先程申しましたように、災害危険区域は河川改修が僅かずつでも下流域から進めば、縮小が出来るであろうと思っておりますし、土砂災害警戒危険区域等につきましても、砂防や治山といった堰堤とかを入れることによって解消、或いは防御、予防が出来るのではないかなというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 湯浅君。

○10 番（湯浅正司君） 総務課としては、この今の3つのことに関して何かありませんか。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 行政として一番悲しいことは、やっぱり市民の命が失われることでありますし、市民の財産がこういった自然災害によって侵されること、これが私は一番きついと思います。実際にですね、平成24年の災害で人命救助の場に行きました。非常に、苦しい思いをしております。こういったですね、苦しい思いを二度と阿蘇地域の人々、阿蘇市民にさせないためには、こういった危険区域を設定して、いくら地域の意見、ここは地価が下がるから指定するなとそういった意見があったとしても、行政の責任としてここはきちんと区域を設定した上で、市民の命を守るべきだと思います。

様々な意見があることは事実です。雨も確かに、予想外の雨が降ります。河川だって改修されるものの、今後の雨量に対応出来るかは非常に不透明です。行政の責任として、そこはきちんと説明責任を果たした上で、市民の命を今後も守り続けていきたいと思います。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 湯浅君。

○10 番（湯浅正司君） はい、ありがとうございました。

先程言いましたように、住民の皆様と良く理解をしあって、進めていていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 10 番議員、湯浅君の一般質問が終わりました。

続きまして、20 番議員、田中則次君の一般質問を許します。

田中則次君。

○20 番（田中則次君） 20 番、田中です。

通告に従いまして、順次質問をしています。

合併以来、あと数ヶ月で 10 年を経過するということですが、合併の本来の趣旨は行財政改革、或いは地域改革を目的とするということが原点であったかというように思います。この間、佐藤市政におかれましては、行財政改革をはじめ、さまざまな努力を続けてこられたことに対して、自分なりに評価をしたいというふうに思っております。

そこで、この 10 年を振り返って、今後の政策方針についてお尋ねをしていきます。

行革の中で、私も以前一回言ったことがございますが、部長制を引かれました。そうした中で、今まで 100 名程の削減をされたと、そしてまた今後 50 名程の削減を目指しておられるということがございますけど、現況の中では、課内において非常に残業の多い課とか、少ない課とか非常に際立って目立つ点がございます。その辺の是正策ということ、今後また人数の削減の中で考えていかなければならないというふうに思っておりますが、その点について、どういうふうにお考えかお尋ねします。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） すみません、先程は失礼しました。

ただ今、職員の時間外の勤務関係についてご質問いただきました。

実際問題としまして、時期時期に応じまして、非常に業務が押し寄せて時間外勤務を要するか、また定期的にきちんと終わっている課があるかと思えます。

合併以後、部長制を引き入れまして、その中である程度、関連する課を一つの部にまとめて、スピーディーに事務が進むように組織の改編をしております。併せまして、部長の権限で参事級以下の職員を、例えば応援にやるとか、部内での異動あたりも対応するようにしております。

総務課の方にも、時間外勤務命令あたりの実績も上がってきますので、そういった部分を含めて、職員が過度に負担にならないように職員のやる気を大事にもっていきたいと思っておりますので、部課長会あたり通じて、そういったことでの周知を図って参ります。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○20 番（田中則次君） 今、課長から答弁がありました。我々もそういうような中で、非常に人員削減の中で、部課内で事情が分かるところはあります。ただ、市民目線で見ると、非常にそこら辺が目立つところもございますので、その辺を考慮しながら今後の再編をやって

いつていただきたいというふうに思っております。

それと次に、行革の一環の中で、主要な施策の成果という中でも一つございましたが、区の再編についての考え方をお尋ねします。施策の成果の中で、非常に区長さん方、活発に活動しておられることは認識しておるところでございますが、なおかつ今、行革、我々はもう行政、そういうふうに先程言いましたように、行政改革も大変進んでおります。その一環として、区の今後の課題ということでございましたけれど、その辺を区の再編をですね再度考えないと、例えば私もいろいろ区の状況等を知りますけど、一回質問したことがございます。乙姫あたりにつきましては、戸数が非常に多く、全体的に区長さんを1名おいて、あとは副区長さんとかそういうような対策があるかと思いますが、そういうようなことを区長会の中でも話していけることがございますでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 現在、阿蘇市には117の行政区がありまして、その平均の戸数が約83戸、一番多いところで460戸、少ないところになりますと6戸になっております。

行政区の統合再編ということで、区長会の役員会の中でもお話をさせていただきました。役員会の中から出た話としては、入会原野、また地区の山等の財産、また地区の行事や歴史、様々な問題があり今すぐどうのこうのというのは難しいけれども、将来的にはやっぱり必要があるということの結論をいただいております。地域の意見を尊重すべき点も当然あるかとは思いますが、行政としても行財政改革の一環として、何が区の統合にとって課題なのか、どういったハードルがあるのか、実際、区長さん方はどう考えておられるのか、そういった部分のアンケートをとって意見の集約、課題の集約、とりまとめを進めてまいりたいと思います。

まずはアンケートをとって、状況の把握、そして行政として何が出来るか、どういった支援を行うべきかそこを今後検討します。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○20番（田中則次君） 先程も言いましたように、合併して10年になりますね。やはり、そこら辺のこともいろんな政策、方向性を行政の方から示しながら、区長さん方の理解を得て、なかなか難しい問題です。ただ、それを言っていたら、町村合併等はいろいろ出来なかった。その辺のところもやはり考えながら、区長さん方の理解をまとめていただきたいと思っております。

次に財政について、財政課長にお尋ねします。

財政の推移については、この10年間の財政の推移につきましては、先程の全協、もしくは本会議において自主財源、債務、公債費比率、詳しく説明をいただいたところです。ただ、これから先、交付税の削減も見込まれる中、更なる少子高齢化が進んでまいります。社会保障、つまり医療費、もしくは扶助費等の高騰によりまして、非常に今後の財政的な運営が難しくなってくるのではないかとこのように思います。総論で結構でございますから、どういうふうなお考えをお持ちかお尋ねします。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えしたいと思います。

今、議員が言われましたとおり、社会保障経費、全協の中でも申し上げましたが、扶助費を含んで高齢者福祉、障がい者福祉、それとまた医療、年金、そういうものを含めると、約2%～5%は毎年増加いたします。これは国の制度改正によって、若干の差異はありますが、年々増加することは否定できません。ただ、この増加することは合併時から予想出来たことでございます。それとまた、合併時に10年後は交付税が削減されるということも勿論分かっていたことでございます。

そういうこともありまして、今までもいろいろな取り組みはやっております。ただ、先程申し上げました分野の中で、やはり市町村レベルで対策と言いますか、改革というのはなかなか難しいものがあると思います。ただ、医療費等につきましては、市町村の取り組みによっては効果が出るというものもあると思いますので、そういう分野においては力を入れていきたいと思っております。

また、この社会保障経費につきましては、自治体の責務でございます。確実に対応するというのを踏まえまして、それに対応する財源をどう確保するかということが一番の重要課題になってくるかなと思います。いろいろな取り組みをして、今まで対応してきましたが、今後その伸び率が想像以上になった時、それにも対応出来るようにするためには、今までの取り組みから一歩踏み込んだ取り組みをして、その財源を確保するということが至上命題というふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○20番（田中則次君） 昨今は、固定資産税とかいろいろ税の改革がありまして、それにたばこ税あたりも地方税は増えたということで、自主財源も減ってはいないようでございます。

ただ、今から先は、先程言われましたように、自主財源の求め方ということについて、いろいろ企業誘致とかそこら辺のことも考えていかなければいけないのではないかと思いますので、今後しっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

次に、今までのインフラとこれからのインフラということで、インフラ整備についてお尋ねします。

合併ということで、いわゆる学校も相当統合してまいりました。結局、統合後の学校跡地の有効利活用ということに関して、非常にまだ方向性が定まっておりません。それと同時に国からの、要するに縦割り社会での補助金とかそういうものもありますでしょうけど、実際問題として全国的にこういうようなものが出ているのではないかと思います。

それで、市長にお尋ねしますが、そのような話が市長会の中でもあっているのか、今後そういうことで国に対する政策がどういように求められていくのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 市長会の方では、特に踏み込んだこの学校跡地についての論議はなされておられませんけれども、それぞれ課題の中で各市長さん思っておられると思います。悩

みの種、或いはそれをいかに有効に活用していくのか、それは大きな課題だと思っておりますし、今後そういう意味ではこの阿蘇市もしっかりと取り組んでいかなければいけないと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○20 番（田中則次君） 先程、財源の話も出てきましたが、こういうような問題、例えば解体にしてもいずれにしてもそうでしょうけれども、結局これを地方自治体で賄っていくということに対しては、非常に負担に思われています。それと同時に、先程言いましたように、補助金の問題とかで勝手に動かせないとかいうような問題もあるかと思えますけれども、その辺を、先程、市長も言われましたけれども、全国的な市長会の中でもそういうような話があるとするならば、財源も含めて国に対する要望とかその辺のところを進めていっていただきたい。また、そうしたことによって、地域の財源も随分助かると思うんですね。

利活用の問題については、例えば土地を売っていいのかとか、その辺の問題も出てくるでしょうけれども、そのへんの集約も含めて今後、基本的な対策、自治体としての国に対する要望、それと自治体の考えをしっかりと定めていっていただきたいというように思っております。

以上です。

次に、これは合併協議会の時にもそうだったかもしれませんが、庁舎問題、それと今、農政課、それと観光課が入っております。もう 10 年経ちますので、非常にこの仮設の庁舎もその辺は足元から腐りかけております。今後、行政もそうですけど議会もそうですが、議会棟もしくは行政棟というような問題を、そのままにはしておけないというように思っております。やっぱりここ喫緊の課題として捉えていいのか、将来どのくらいのペースで考えておられるのか、市長でないと分からないから宜しく。

○議長（阿南誠蔵君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今の質問でございますけれども、議員の皆さん方の中では、早くきちんとした議会棟をとというようなご希望もおありかと思います。

しかしながら、2 年前の災害もそうでありますけれども、また今、田中議員さんの質問の中でありましたように、社会保障経費だんだん右肩上がりに上がってきております。これは財政課長が申し上げたように、行政としての責務でもあって思っておりますので、その辺の負担がないように、やっぱり行財政改革の中で辛抱していくところはしっかり辛抱し、かつサービスの低下がないようにしていきたいということがまず先頭にありますので、議会棟においては、もう暫く我慢をしていただければありがたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○20 番（田中則次君） 今、市長から我慢をしてということでございました。ただ私が思うのは、確かに我々も一昨年の水害から非常に財政的にも困窮してきた。先程も言いますように、これからの財政を見るときに、非常に負担が大きくなるというようなこともございます。

ただ、もう暫くということでございましたが、極力、市民の理解も得なければいけないと思いますが、その辺のところは議会棟だけではなく職員の棟もそうですね、議会だけじゃな

くて職員の棟も含めて、その辺のところを頭の隅ではなく真ん中の方においていただけたらいいかというふうに思いますが、宜しくお願いします。

次に公営住宅の件について、先般ちょっと話がございましたが、今、公営住宅が建て替えを行っております。以前からそうですが、阿蘇市においては、持家からしますと10%程度の公営住宅があります。他所に比べて非常に多いということは、皆さんご承知のとおりでございます。

ただこれから、少子高齢化に向かって建て替えをされておりますが、今から建て替えがもう随分迫っている住宅がございます。そういうような中で、今まで通りの建て方をしていくと絶対減らない訳ですね。ですから、結局、人口の減少も含め見守りながら、やっぱり住宅を削減していくという考えがあるのか、ないのかその辺をお尋ねします。

○議長（阿南誠蔵君） 住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君） ご質問にありました、公営住宅建設の件でございます。

合併後、平成18年に阿蘇市営住宅総合基本計画を策定しまして、現在、老朽化した市営住宅の集約再生の建て替えを行っております。平成20年度から、内牧地区の集約団地としまして、新小里団地を3棟58戸建設いたしております。平成22年度からは、一の宮地区の集約団地としまして、池尻団地を3棟50戸建設しているところです。建設につきましては、これから池尻団地の残り1棟10戸について、現在工事を行っているところでありますし、新小里団地の残り1棟18戸については、次年度以降に同じく補助事業を活用し建設する計画としております。

それと、他の建て替え対象以外の既存の公営住宅につきましては、ストックの7割を超える団地がもう対応年数を超えているということでございまして、議員が言われましたように、このままの建設、勿論、建設は順次行っていく計画ではございますが、とても全部を建て替える余裕はございませんので、現在、国の方で長寿命化計画に基づくストック改善事業というのを導入しておりますので、それによりまして、既存の住宅の屋根、外壁の改修やトイレの水洗化等も計画しておるところです。

全体の戸数につきましては、現在881戸ということで、充足率9%を下回るような状態で減っております。建て替えに伴いまして、建て替えのスピードが遅い関係で、だんだん空いた住宅については除却をするというようなかたちもして、全体のストックは今からも減らしていく予定にしております。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○20番（田中則次君） 住宅は、いわゆる低所得者向けの住宅ということで、公営住宅が設置されておる訳ですが、先程も言いましたように、そのまま建て替えるという、集約というかたちのものを基本的に持っていたかかないと、そのまま行きよるとどんどん比率も上がってくるし、その辺のところは、やっぱりまた市の財政にも影響を及ぼすこととなると思いますけど、その辺のところを宜しく考えと政策をお願いしたいと思います。

次に、宮地から坂梨線に至る道路ということで、ここに国交省のトンネル関係ということでの記載は誤りでございまして、削除願いたいと思います。

先般ですね、路線の廃止、もしくは宮地小中学校の東側にありました。元来、8m道路というのが坂梨の豆札ですか、あの辺に通るような計画でございましたが、その後、路線の廃止、変更ということで、先日説明を受けましたが、結局 8m道路はいわゆる阿蘇市の縦軸であるというように思うわけですね。塩井線までは県道 11 号線、それから塩井までは計画があるようでございますが、小中学校統合により交通量も多少増えることかというように思いますし、今後やっぱりその辺の通学に対してもそうですし、坂梨における交通量も相当増えてくるのではなかろうかと。現在は、非常に陣の町線とか横軸の通行が非常に多くなっております。その辺も勘案して、住宅が出来たり公営住宅が出来たり、一般住宅が出来たりしながら、非常に分区それに東区ですか、そこら辺の交通量も多くなっておりますし、その辺も含めて、縦軸横軸に対しての考え方、その辺を建設課にお尋ねしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） ご質問にお答えを致します。宮地から坂梨に至る道路ということでございます。

合併当初、幹線道路という形での整備計画を持っておりましたが、いくつかの理由がございまして、平成 23 年度の阿蘇市の幹線道路建設推進協議会という場におきまして、整備計画の変更というかたちで、宮地から坂梨へ至る道路というのは整備を外したところでございます。幹線道路の整備からは、外してあるところでございます。

ただ、この整備計画変更の折に、この地域については、今後の道路利用状況を観察し、必要に応じて整備を行うこととするというふうに、一言添えたようなかたちにはなっておりますが、議員がおっしゃりますように、周囲の状況が変わってきております。国交省のトンネルも坂梨付近に坑口が今検討されておりますので、これが出来るとまた車の流れも大変変わってくると思います。今後の状況を見ながら、整備については判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○20 番（田中則次君） 幹線道路計画は、いろいろ用地の問題とか、様々な点で中座したというようなことは認識しておりますが、今言いますように、この道路は、先ほどの学校の問題とかも含めて具体的に少し調査をしていただいて、なるべく私としては、少しやっぱり縦軸が今のところなくなっている訳ですね、当初の計画からすると。ですから、それをどのような形にせいではなく、やっぱりもう少し前は農道、市道とはいえども、農道的なことでございますので、少し整備を進めていただくような具体的な政策を考えていただきたいと思いますが、今後その辺の考えはどうでございますか。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） お答えいたします。

一昨年の水害後、道路整備につきましては、安全な道路ということで、県の方も県道の方も整備するというかたちで進められております。また併せまして、市道の方も安全な災害に利用できる道路ということで整備を進めておりますので、そういった観点で災害等の備えが出来ているかというようなところを見ながら、道路の整備をやっていききたいというふうに思

っております。特に、議員おっしゃいますように、宮地坂梨間につきましては、だんだんと状況が変わっておりますので、その辺はしっかり見ていきたいというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○20 番（田中則次君） 具体的な検討を進めていただくように要望しておきます。

次に、これは行政、もしくは議会としても、旧一の宮町としても、非常に頭の痛いところでございますが、元来、阿蘇神社、もしくは仙酔峡を筆頭として一の宮町が観光の重点としてきた訳でございます。

ただ、そのような中で、ご案内のように仙酔峡ロープウェイが今そのままになっております。これも、市独自としてどういうふうに動いていったらいいのか、例えば、県の観光振興課とか、その辺と国とか、そこら辺にも今お願いしながらどうかならんのかというような問題が、喫緊の課題であろうというふうに思います。

今後の方向性ということについて、観光課長どのようにお考えですか。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 停止致しましたのが、平成 22 年の 5 月 4 日でございます。その直後から、専門業者に頼みましたが、原因が不明のままで、その後、仙酔峡ロープウェイの今後のあり方に関する検討会を設置して、方向性を進めて検討してまいりました。その中で、外部の方の民間さんの方が興味を示された分でやって参りましたが、最終的な交渉で不調に終わったという経緯がございます。

市と致しましても、一の宮町時代のシンボリックな観光施設であることは十分に認識しておりますが、ご存じのとおり風光明媚な場所であり、非常に天候の厳しい場所でございますので、改修等の経費が非常にかかるため、ちょっと採算性の部分でネックになっていると思います。それで、その分を含めて、また今後検討する必要があると思いますし、先ほど議員がおっしゃるように、県、国に関係も含めましてご相談してまいりたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○20 番（田中則次君） 続行するにしても、続行する形のものでロープも張り替えました。そういうような中で、機械の不具合ということで、民間に委託ということも考えながらやってきた訳ですけど、なかなかそれが出来ない。そうすると、やっぱり方向性をどっちかに決めなきゃいかんというような状況じゃなかろうかというように思う訳ですね。

ですから、その辺も含めて、これは現実問題として、先ほど言いますように阿蘇市だけではどうもならん問題じゃなかろうかと、財政的にですね。その辺のところを含めて、今後の方針を県、もしくは国とも協議しながらやっていっていただきたいというように思います。

以上で、終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 20 番議員、田中則次君の一般質問が終わりました。

続きまして、16 番議員、川端忠義君の一般質問を許しますが、資料配布がございますので、暫時休憩をしたいと思います。

お諮り致します。

10 分間程度、暫時休憩を致したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 10 分間程度、暫時休憩を致します。

午前 10 時 52 分 休憩

午前 11 時 01 分 再開

○議長（阿南誠蔵君） 休憩以前に引き続き、一般質問を許します。

16 番議員、川端忠義君の一般質問を許します。

川端君。

○16 番（川端忠義君） 16 番、川端でございます。

今日は、高齢者福祉の充実について質問をさせていただきます。

阿蘇市の高齢化率は、お配りしています資料のように、21 番阿蘇市と書いてありますが、24 年、右が 25 年であります。33.6%で、県下 45 の市町村の中で 21 番目となっています。阿蘇市民のちょうど 3 分の 1 が 65 歳以上の高齢者であります。

私達の阿蘇支部が、5 月に阿蘇市民の皆さんにアンケートをお願いした結果、高齢者の皆さんの暮らしの中でのご苦労は、年金などの収入は減っているのに、支出は増えるばかり。消費税がちょうど 4 月から 8%に値上げされ、国保税、後期高齢者保険料、介護保険料、住民税などの負担、更に最近では物価高など、将来が不安という回答が多かったです。

また、私が高齢の方に「お元気で長生きしなさいかんですばい。」と励ますと、「もう長生きせんでよか、何もよかこつなか。」と言われたりします。悲観的になっている高齢者の皆さんもあります。

そこで、今日は阿蘇市の高齢者の皆さんが、希望を持っていきいきと暮らしていけるために、高齢者の福祉の充実について質問を致します。

まず第 1 は、公民館等のバリアフリー化、多目的トイレ等の設置について質問を致します。

まず、現状についてであります。最近、公民館等は、いきいきサロン等の高齢者の介護予防教室などに利用される事が多くなっています。そこで、障がいがある高齢者の方も安心して公民館等に行けるようには、自治公民館も含めた公民館のバリアフリー化や、多目的トイレの設置が必要だと思いますが、現状はどうなっていますか。

○議長（阿南誠蔵君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 失礼します。

ただ今ご質問いただきました、公民館等のバリアフリー化の現状についてご説明をさせていただきます。

現在、阿蘇市で設置しております教育課管理の公立公民館は 5 施設ございます。坂梨、古城、中通、阿蘇、波野公民館でございます。このうち、古城、中通につきましては、多目的トイレ、それから駐車場からの玄関スロープ等は設置しております。阿蘇公民館はスロープのみを設置しておりますが、その他公民館についてはない状況であります。

公民館に係る施設として、分区の農業構造改善センターございますけども、こちらにはスロープはありますが、多目的トイレは設置をしてないところでございます。それから、古神の学習センターについても、スロープ、及び、多目的なトイレがない状況であります。

公立の施設につきましては、今後、利用状況や地域の方々と協議しながら精査して、その上で検討していきたいというふうに思っております。

公立公民館については、以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 川端君。

○16 番（川端忠義君） 主に、いきいきサロンとか高齢者の介護予防教室等は、いわゆる地域の公民館と、そういう公的な施設でなしにですね、行政の方では、地区集会所といっているそうです。または、自治公民館ということで、その利用がかなり多いと思いますけど、これを集会所、並びに、いわゆる自治公民館をそういう介護予防のための教室等を、どの程度の場所で開かれているか、ほけん課長さんにちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今のお尋ねに、お答え致します。

ほけん課の方で地域包括支援センターが行っております介護予防事業の一環として、いきいき教室や、いきいき体操教室を、ただ今言われましたように、地区の公民館や各行政区の地区集会所の施設を中心に約 90 ヶ所の施設を使って、年に 1 回から 2 回実施をしている状況でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 川端君。

○16 番（川端忠義君） どうも、調査いただいてありがとうございました。

行政区は 117 の行政区、その中で 90 ヶ所でやっていると。合同で、例えば、私は古神の 2 区、3 区は共同で公民館を、いわゆる自治公民館、あそこは学習センターとも言いますが、私達は公民館と言っています。そういう事をやっていますので、もう大部分が集会所、いわゆる自治公民館でやっていると思います。そういうところにお年寄りが足を運んで、障がい者の高齢者も参加するということで、その辺の条件整備ですね。さっき言ったバリアフリー化、或いは多目的トイレ等の整備はどのようになっているのでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今ご質問いただきました、各行政区で作られております地区集会所といいますか、地元の方は公民館というふうに言われてますけれども、教育委員会では阿蘇市地区集会所施設整備費の補助金交付要綱というのを制定しておりまして、各行政区の地区集会所の施設の整備に関する経費に対しまして、予算の範囲内におきまして助成を図り、地域の生涯学習の拠点となるように、施設の整備の充実強化を図っていただいております。

制度の中身としましては、新築の場合、建物の面積が 50 ㎡以上で図書コーナーを設置するものということで、事業費が 300 万円以上であるときには、補助金の額は定額の 100 万円ということになります。それから、増改築、修繕等の場合につきましては、増改築及び修繕に要した額の 3 分の 1 ということで、補助限度額が 30 万円ということで補助制度を作って

おります。

近年では、この補助金を活用して、各行政区にあります自治公民館等の洋式トイレ化、それからバリアフリー化に取り組まれている行政区が多くなってきている状況でございます。

教育委員会の方では、年2回、区長さん方につきましては、区によって任期が2年のところもありますし、3年のところもありますので、毎年、区長会の総会、或いは研修会の方に出向きまして、この事業の周知を行いまして、バリアフリー化等の施設整備にも活用できるということで周知啓発をしているところでございます。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 川端君。

○16 番（川端忠義君） なにしろ、その調査は十分、90ヶ所でやっているということですが、今のバリアフリー化の状況はどの程度されているのでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 大変申し訳ございません。

117の行政区のバリアフリー化については、ちょっと調査をしておりますので、また調査を今後取り組んでいきたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 川端君。

○16 番（川端忠義君） 是非、地区集会所を介護予防のために、或いはそれだけでなく、高齢者の皆さんが楽しみの場所として、憩いの場所として活用することが多いと思います。障がいを持った、高齢になれば自然と障がいになり、手すりがいたり段差を無くしたり、そういう必要があると思います。そして、安全で安心して、そういう集会所に高齢の皆さんが集まれるように努力していただきたいと思いますが、宜しくお願い致します。

以上です。

2番目に、乗合タクシーの運行についてお尋ねを致します。

阿蘇市の場合、乗合タクシーは路線バスの廃止の肩代わりとして始められましたが、その後、公共交通空白地域にも運行を広げられて、現在では9コース運行され、自家用車のない高齢者の皆さんなどにとっては大変喜ばれています。

乗合タクシーというのは、本来はドアツードアで自宅まで運行が本来の姿であります。乗合タクシーを利用されている高齢者の皆さんから、せめて帰宅の下車だけでも、自宅まで運行していただけないだろうか、と、重い買い物の荷物や、或いは病院帰りで疲れている負担を少なくしていただければ大変助かる、という強い要望が寄せられています。

改善は出来ないでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長

○財政課長（宮崎 隆君） ただ今の質問についてお答え致します。

議員が言われましたように、現在9路線、行政区で言いますと48行政区になります。10月から茗ヶ原地区を新たに導入致しますので、10路線というかたちになりますが、行政区の割合でいうと42%導入しているという状況です。

議員が言われましたとおり、帰りだけでも自宅までというふうになると、非常に便利とい

うことをおっしゃいました。確かにそうでございます。ただ、乗合タクシーだけで考えれば、非常に便利なのですが、その事によって課題も見えてまいります。これは、路線バスへの影響です。一概には影響が直接的な部分はない部分もあると思いますが、間接的な部分として、路線バスが運行している地域から、逆に乗合タクシーへの要望、予約等が出てくる可能性もあると、そうなって来ますと路線バスの利用者が減少する。これはちょっと連鎖反応になりますが、減少すればそれだけ市が出す補助金が増えると、補助金が増えるとなると大幅な赤字路線、廃止ということも一つの頭にいれなければなりません。そうなってくると、路線バスの数が少なくなれば、逆にいえば観光客の利用というのも非常に、路線バスの部分が影響してくるという部分もあります。

そういうところも踏まえまして、現在、バスを廃止した路線につきましては、主要生活道路内であればどこでも乗降出来るようにはしております。ただ、警察等の協議等がありますので交通安全上、問題がなければ許可が出ます。それで、今言われた部分については非常に便利な部分もありますが、そう言う課題もありますので、現時点では停留所を数多くする、それと生活道路上での乗降を増やすということしか、今のところは考えていない状況でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 川端君。

○16番（川端忠義君） 原則としては停留所というところを、今後は検討する課題としては、その路線であれば自宅の近くで乗る方も出来るんですか、下車も出来るんですか、というようなお話がありましたけど、特に下車についてはそのことを検討するというようなことで、大変な結構なことだと思いますが、乗車の方はいかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 先ほど言いました、道路上での乗降、行きと帰りですね。全ての地域が対応出来ている訳ではありません。その道から一步入った地域になりますと、停留所設置になります。運輸局の許可上がそういうふうになります。主要生活道路上、国道とかはなかなか許可が出ませんが、そういう部分につきまして、その道路上であればどこで乗ってもどこで降りても構いません。

ただ、先ほど議員が言われましたように、帰りに対して、行きと違いまして非常に荷物とかそういう部分が増えているという部分、その部分が非常に高齢者の人にとっては非常に重荷であるという部分もあります。

ただ、これは乗合タクシーだけで考えるんじゃなくて、やはり福祉的な部分とかたちの全体的に考える必要があるかなと。今後、先ほど田中議員の質問にもありました、扶助費、社会保障費これは年々増加していきます。そうありますのは勿論、高齢化対策というの也是需要となってきますので、高齢者対策の一環としてそういう交通手段ですね。公共交通の対策というの也需要となって来ますので、現時点では乗合タクシーだけをどうのこうのするのは出来ませんが、福祉的な分野の全体的な考えという部分が、今後必要となってくるかなというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 川端君。

○16 番（川端忠義君） 一歩前進というところで、出来るだけ自宅に、利用する人、高齢者の皆さんの負担が軽減出来るように、今後も乗合タクシーだけの問題ではないですが、総合的に路線バス、或いは、中型バスが運行されていますね。そういうのとも勘案しながら、高齢者がそういうタクシー、或いはバス、そして市独自に出している中型バスなどの運行を、総合的に検討して、利用しやすいように宜しくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 川端君。

○16 番（川端忠義君） 第3点は、養護老人ホームの整備の公募についてお尋ね致します。

水害がありまして、上寿園は廃園となっています。上寿園に入所していた阿蘇市の高齢者の皆さんは、他の養護老人ホームに入所されているのが現状であります。上寿園に入所された大部分の方は阿蘇市民だったと思いますが、そういう方はやっぱり阿蘇市に施設を作っていただいて、阿蘇市で暮らしたいという要望が非常に強いというのが第一点にあります。

それから今、高齢者で低所得者の方々はかなり、例えば国民健康保険が3～4万円という方が少なくない訳であります。そういう方は、本来ならば資産等がなければ生活保護ということになりますが、そういう養護老人ホームがあれば、そういうことも利用出来るということで、そういう阿蘇市が作る養護老人ホームに大変期待をかけて、出来たら、今度は新たに出来る老人ホームは今までは2人部屋でしたが、今度はワンルームが原則でありまして、そういうところに暮らしたいという老人も少なくありません。

そこで今、老人ホームの応募を阿蘇市はホームページなどで募っておられましたが、その結果はいかがでしょう。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） おはようございます。

ただ今の質問にお答えを致します。

初めに、ご質問の中での発言を一つ訂正させていただきたいんですけども、上寿園は現在、廃園ではございません。しかるべき手続きを取って、休園でございます。

それで、ご質問の公募の状況でございますが、先月8月7日から今月の9月5日までを公募期間として、阿蘇市のホームページ上で公募を行ってまいりました。結果、トータル3回目の公募になった訳なんですけども、残念ながら法人からの応募はございませんでした。

○議長（阿南誠蔵君） 川端君。

○16 番（川端忠義君） もう3回公募をしたけど、応募が無かったということですが、今後はどうするつもりですか。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 今年度におきまして、養護老人ホーム運営検討委員会というのを設置しております。この運営検討委員会で、当初は民間譲渡ということで方針を定め、被災したことで民設民営という方針に変わったんですけども、議員、ご指摘にある通り、3回の公募で応募が無かったということは、この根本的な方針を本当に見直す必要があると思っております。ただ、あくまでも事務局からの提案というかたちになりますので、運営検討

委員会の判断に委ねたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 川端君。

○16 番（川端忠義君） 養護老人ホームの建設にあたっては、地方自治体が建設すれば、補助金が出ないと、従って民間委託にするというようなことが当時の、まず被害がある前から、これは民間委託しなきゃいかんというようなお話があっていたと思います。その補助については、いかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今申しました、この運営検討委員会の第1回目の建議の中で、民間の方が補助を受けやすい状況にあるとそういう記録がございましたので、私達ちょっと誤った認識を持っておりました。昨日、熊本県にも確認したんですけども、自治体が設置する場合でも、本会議でも説明致しましたように、1床あたり240万円という補助金はございます。ただ、240万円は上限でございまして、熊本県が審査を経て、今年度採択する件数によっては下がる場合がございます。ですので、自治体にも補助はございます。

○議長（阿南誠蔵君） 川端君。

○16 番（川端忠義君） 要するに、民間であろうと、阿蘇市が、今までは阿蘇市の建物で公的な施設だったと思いますけど、全く変わらないという訳ですか。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 直接的な補助体系につきましては、全く変わりません。

民間について有利な状況があるというのは、例えば、養護老人ホームの運営自体はとても厳しい運営になるんですけども、特別養護老人ホームとか関連の福祉施設を併設することで、職員の併用とかが出来るようになります。ですので、コストの低減につながる事が、民間の方が容易に出来るということで、運営状況に明るい兆しがあるというふうなことで聞いております。

○議長（阿南誠蔵君） 川端君。

○16 番（川端忠義君） 私はその下に、阿蘇市の社会福祉協議会が設立したらどうかということで、民間に、要するに社会福祉協議会は民間でありますので、補助を受ける条件があるということで、阿蘇市がやれば阿蘇市の負担が、財政に大きな影響を及ぼすということでありましたが、社会福祉協議会でやることは可能ですか。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問でございしますが、今年度設置しております運営検討委員会に、それも含めて事務局から提案というかたちでお話はしたいと思えます。

○議長（阿南誠蔵君） 川端君。

○16 番（川端忠義君） 近くでは、小国町が養護老人ホームを持って、阿蘇市からもかなり何人か行っておられると思いますけど、小国の場合は、民間のそういう応募者もないということで社会福祉協議会が直接携わると、設立、或いは運営についてはですね、ということでありましたので、十分参考にしていただければ幸いです。宜しくお願い致します。

それで結構です。

○議長（阿南誠蔵君） 川端君。

○16 番（川端忠義君） 4つ目の介護保険制度の改正について、ちょっとお尋ねを致します。

これは昨年の6月、医療と介護に関する長々とした法律がありまして、19本もの法律が一括して、短期間の内に強行採決されて決議されたということであって、まだ国の方針としては細かな施策は出されていませんが、基本的なところはありますので、3点だけ大変気になりますのでお尋ねを致したいと思います。

要支援の市町村事業への移行ということで、要支援者は介護給付から締め出すのではないかという心配があります。要支援1、2の方は、通所介護（デイサービスとも言います。）、或いは訪問介護（ホームヘルパーによる介護）などの利用が出来ていたが、今後はどのようにそれがなるのかお尋ねを致します。

資料も今の裏に付けておきましたので、ご参考にしていただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ほけん課でございます。

先ほどのお尋ねの、要支援の市町村事業への移行についてご説明致します。

ただ今、川端議員が言われましたとおり、要支援ですから要支援1と2ですね。それに該当されてる方たちの訪問介護、ヘルパー、それから通所介護（デイサービス）につきましては、国の方針としたしましては、平成29年4月までには市町村が地域の実情に合った取り組みが出来るといわれてます総合事業として、地域支援事業へ移行することとなっております。議員の用意されました資料の方にもありますとおり、移行後は地域支援事業として、内容によってどういう方たちがそのサービスを担っていくかということで、今後阿蘇市においても検討を進めていくところとしております。

まだまだ、地域の実情と求められているサービスがきちんと合うかどうか、どういう担い手がいらっしゃるか、これから時間をかけて具体的なメニューを計画していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 川端君。

○16 番（川端忠義君） 元々要支援の方は、介護1だった訳です。それを介護1のちょっと程度の低い人を要支援というかたちで、それも2つに分けて1、2ということであります。介護保険では、要するに軽度の介護者が非常に大事であると言われていました。

イギリスでは鉄の女と言われたサッチャー首相時代に、軽度の介護者や介護予防の事業を切り詰めて財政削減を図ったところ、介護の重度者が非常に増えたと、それで財政的にも非常に負担をして失敗に終わったと。そこで、サッチャー以後は、軽度の介護者や介護予防に重点を置いて施策を行ったところ、重度介護者が大きく減少して財政的な負担も軽減したというイギリスの経験もあります。

日本はどちらかというと、低いものは切る方向に。この話では、要支援者については2分の1にするというようなことも言われています。要支援者こそ大事な、特に認知症の重症化を防ぐためにも、或いは自立した方向に支援していくためにも専門家としてのケアマネジャ

一やヘルパーの役割が大きいと思いますが、その点、いわゆる介護から外してしまうということについては、全部じゃないけど半数ぐらいを外してしまうということについては、どう思われますか。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） 介護から外すという訳ではございませんで、新しい平成 29 年 4 月からの地域支援事業として行う場合には、これまでの介護予防と同様に、国・県・市、それから第 1 号被保険者、第 2 号被保険者それぞれに財源を担ってもらいまして、公費を今までどおり入れたところで支えていきますので、介護保険から切り外してしまうという訳ではございません。

確かに、色々な問題もあるかと思いますが。ただし、先ほど高齢化率も議員の方が示されておりましたが、現実はいくら総人口が減って高齢者の数は増えていくという、大変厳しい時代でございます。当然、介護のサービスを提供する事業所、それから担い手の方も大変人材の確保が難しい状況になってくるというのは間違いないことだと思います。これから、まだまだ都会と阿蘇市のような山間部では事情も異なりますので、状況を確認しながら地域に合った内容を進めていきたいと考えております。

本年度予算も計上して、もう既に実行しておりますが、阿蘇市といたしましてはスムーズに今回の移行まで繋げられますように、通所型の介護予防事業といたしまして平成 26 年度からモデル的なケースですが「元気が出る学校」というネーミングで、実際ミニの通所サービスを実施しております。これは先ほど議員が言われました様に、介護予防が一番大事というのは十分認識しておりますので、心身の機能低下の恐れのある高齢者の方々に参加を呼び掛けておりまして、明日がその日ですが、4 ヶ月間機能訓練を実施し、要介護状態の悪化の延伸や自立支援を進めていくという内容でございます。この事業は 3 ヶ月目に入ったところで、評価等も行いながら、更に課内検討、それから委員会等でもご審議いただきながら、本当に本市の地域性に合った事業として継続できるよう検討を重ねて地域支援事業を構築していきたいと考えております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 川端君。

○16 番（川端忠義君） 阿蘇市が積極的に介護予防と、介護が悪化しないようにそういう学校を作ったりしてやっておられることは高く評価いたしますが、その資料 2 の上に書いてありますように、専門的なサービスを必要とする人には専門的なサービスの提供（専門サービスにふさわしい単価）と、これはいわゆる専門的なサービスというのは今まで従来どおりの介護保険の範疇に入るものです。従って、下の方の多様な担い手による多様なサービスということは、これは要するに地域市町村でやりなさいというようなことになると思います。従って、やっぱりさっきも言いました様に、介護保険というのは初期の段階、特に認知症は初期の段階をよく発見をし、その対処をしていく、そのようにうまく対処していくというためには専門的なサービスが必要だと思いますので、そこら辺を怠りなくされることをお願い致しまして、2 番目に入ります。

特別養護老人ホームに入所基準を、今までは介護保険の認定者は誰でも入所出来たですが、介護3以上に限るといような法律になっているようですが、この点、介護1、2特にそういう人たちが特養ホームに入る必要があると思います。やっぱり、老健施設では大変経費が高まるし、或いは介護者が不在と、或いは老老介護といような時は、特養ホームの入所も必要ではないかと思いますが、いかかでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） 特別養護老人ホームの入所基準について、お答え致します。

平成27年4月からの入所の基準は、先ほど言われましたとおり、原則要介護3以上ということになっておりますが、厚労省は7月28日に特別養護老人ホームの入所要件の重点化に関して、軽度者であっても入所を認めるという特例入所の指針の骨子を示しております。

これによりますと4つございまして、まず1つが認知症、それから2つ目が知的障害及び精神障害等、3つ目が家族等による深刻な虐待、4つ目が家族等の支援が期待できず地域の介護サービスも不十分など、そういう4つの項目のいずれかの理由で日常生活が困難な場合におきましては、要介護1、2であっても入所を認めることとしております。

それから、ただ今入所をされている方で要介護1、2の方につきましては、退所を求めるものではございません。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 川端君。

時間があまりありませんので、端的に質問して下さい。

○16番（川端忠義君） そういう方向で、出来るだけ介護者の不在、介護をするために仕事を辞めなければならないといような状況がたくさん生まれていますし、老人2人の家庭も増えて老老介護ということでもありますので、さっきの4つを柔軟に適用してもらって、特養ホームに入られるようお願いを致します。

最後に、利用料の2割負担ということですが、今、利用料の1割負担でも特養ホームは別ですが、ああいう老健施設ですね。老健施設に入れば、普通の所得の場合、低所得者でも一番最低でも6、7万円はいると。普通の場合は10数万円ということであります。これを2割の利用ということになれば20万円近く、まあ15万円程度の方も結構おられますけど、20万円近くということで、これも大変負担が大きくなると思いますが、この辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） 利用料の2割負担についてでございます。

こちらにつきましては、国の方から示されております介護保険法の改正によりますと、27年8月1日から、一定以上の所得のある第1号被保険者の自己負担を現行の1割から2割に引き上げることとされております。この基準につきましては、自己負担が2割になると言われています一定所得者というのは、本人の合計所得が160万円以上、年金収入のみであれば280万円以上の年金を受給されている方になります。またご夫婦お2人の場合には、年金収入とその他の合計所得で判定いたしますので、合わせまして346万円を超えた場合が2割負

担ということになります。

ただ、こちらにつきましては、高額介護サービスの月の上限額というのが設定されておりますので、それを適用されると2割負担の方が必ずしも1割負担の方の全てを2倍負担するというふうにはならないように設定されております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 川端君。

残り時間2分。

○16番（川端忠義君） 時間がきましたので、要望をして終わりたいと思います。

このような制度改革によって、阿蘇市の現在の介護サービスの量と質ともに、後退をするというようなことがないことが非常に大事だと思います。特に、介護が軽い人、今、要支援という人は介護予防に重点的に力を入れてもらって、介護が進まないように、特に最近は認知症の方が段々増えつつありますので、専門的なサービスを提供していくというような方向で進めていかれることをお願い致しまして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（阿南誠蔵君） 16番議員、川端議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。

午前中残り14分ですが、次の質問を許したいと思いますがどうでしょうか。

ご意見お諮りいたしますが、続行しますか。

田中弘子議員、続行しても宜しいですか。

それでは、残り時間14分少々ですが、11番議員、田中弘子君の一般質問を許します。

田中弘子君。

○11番（田中弘子君） 昼にやがてなりますけども、暫く宜しくお願い致します。

11番、田中です。

通告に従いまして質問致します。

まず1つ目の、内牧黒川千丁線災害道路建設計画についてですけども、現在、全国中、異例の災害が起きております。災害から2年が過ぎましたが、避難道路としての機能は大いに発揮できると確信しております。前回の質問の時に、5年から10年の月日がかかると言われましたが、これからの計画実行案があればお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） それでは、お答えを致します。

内牧黒川千丁線、これは市道内牧千丁線でございます、幹線道路から内牧の中央線、ちょうどみやらのスーパーがあります交差点の所を結ぶ、計画延長では1,600mを予定しております路線でございます。災害時に幹線道路と内牧市街地を結ぶための道路と位置付けをしまして今取り組んでおります。

昨年度から測量設計に着手しておりまして、本年5月に地権者の方への事業説明会を開催しております。この際、いくつかのルートに関係者の方にお示しを致しまして、ご意見をい

いただきましたので、またそれを考案いたしまして、今月中には再度、事業説明会を行うということに致しております。

今後の計画ということでございますが、今年、用地測量ですね、幅杭とか地権者への確認のための幅杭等を打っていききたいというふうに思っております。それで、用地交渉に入っていきたいというふうに思っております。また、地質の調査も実施を致します。調査の結果地盤の強度が不足しているというような結果が出た場合には、強度を保つためにある程度の期間、盛土等をしまして地盤固めを行っていききたいというふうに予定を致しております。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○11 番（田中弘子君） また建物がかかる所、或いはスーパーみやはらの交差点信号の移動があるとすれば、どのような対策をとられているのか、差支えなければお願いします

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 基本的には、用地買収は農地を買収していききたいというふうに思っておりまして、出来るだけ宅地等にはかけないような線形を作りたいと思っておりますが、やむを得ず宅地等にかかる場合にはご協力をお願いするということになると思います。

また、みやはら付近の交差点につきましては、十字路の交差点を予定したいというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○11 番（田中弘子君） 広島は災害が、全国的に見本として見直されているというのが、これは悪い方なんです。さっき、湯浅君も言われましたけど、危険区域を指定されると土地価格が下がるとか、平成 13 年には 15 名ほどやっぱり山腹崩壊で土砂災害で亡くなっているということを分かっていながら、市の方もそれをやっぱり住民の方の意見を重視したということが問題になっていました。その時に、阿蘇は予防避難ということで、全国の報道関係で言われておりましたが、これは本当に空振りであっても良いことかなということ自分でも自負しておりました。

そういうことで、現在、道なくして人はないというほど道は人を動かしております。遠いところでも近いところでも関係なく、大事なことを感じております。誰しもが望むことですが、1 日も災害の所も自分が着工したいと強く願っているところも、なるべく早くというのはおかしいんでしょうけれども、さっきの説明がありましたように、住民との対話集会を少しずつ少しずつ早めに簡潔に出来るようにお願いしたいと思いますが、いかかですか。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 出来るだけ、円滑な事業推進に努めていききたいと思っております。また、路線につきましても、地域の方々の関係者の方々のご同意をいただくように頑張りたいと思いますので、議員の方もどうぞご協力の方、宜しくお願いを致します。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○11 番（田中弘子君） 人はそれぞれの思いがあると思いますが、その中で道というのは本当に大事なことでありながら、本当に難しい道づくりなんです。いろんなことを考えてくるときに、国道 57 号もそうですけども、やはり何十年という歳月が流れておりますし、自分

たちが私も災害が、自分ところが平成2年と24年度にかかりましたので、やっぱりこういうことを思いましたし、つくづく自然の怖さを身に染みた1人だからこそういふ発案が出たんですけども、これを過ぎ去りしということがありますが関係ない人は本当に関係ないことなんですね。「なんかいい。」という言葉が返るんですけども、やはりその中で自分のことより、もやはり人の為になるということが私たち議員の課せられた問題でもあります。いろんな中で、全ての人が満足ではありませんけれども、その一部の人の中でもそれをさっき総務課長の中でもありましたように、災害の所に自分たちがそこに存在するときに、やはり胸を打つことがいっぱいあるんですね。関係者でなければ分からないところがいっぱいあるんですけど、そういうことの中で、ただ単に道を作ることじゃなくて、人がその道を通って避難をするということに私はかけているところであります。これから色んなことが起きると思いますが、私も全力で応援したいと思いますけども、行政の方も一緒になって進めたいと思っています。

課長の、気のある意見を最後にちょっと聞きたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 災害時の思いを忘れないように、総務課長の気持ちもありましたが、私も忘れないように頑張っていきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○11番（田中弘子君） 分かりました。頑張っていきたいと思いますので宜しくお願い致します。

続きまして、小中学校への電話件数、及び内容についてということなんですけども、保護者、或いは地域からのコールで1日、或いは1ヶ月でどれくらいあるのか。内容が、良ければちょっとお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 失礼します。

ただ今のご質問でございますが、小中学校への電話件数、及び内容ということで、今回苦情というふうに限定してお答えさせていただきたいと思いますが、小中学校への苦情に関する電話件数、その内容についてお答えさせていただきたいと思います。

今年の4月から8月末までの5ヶ月間で調査をかけまして、小学校ではいじめに関する苦情関係は1件でございます。不登校に関しては0であります。生徒指導に関する苦情2件。それから、給食アレルギー関係につきましては0件。その他3件ということで、特に給食アレルギー関係につきましては、1学期のスタート前に保護者からの調査をかけまして、事前調査とそれぞれ子供さんの協議を行っておりますので、あつてないような状況です。

中学校では、いじめに関する相談苦情関係は0ですね。不登校に関しても0でございます。生徒指導に関しても0でございます。給食アレルギーも0でございます。その他2件ということでございますが、各学校いじめ、不登校に関しては学級の担任の先生、それから学年主任、教頭及び校長先生が連携して学校全体で取り組んでいただくという体制を作っております。それぞれ発生次第、対応して取り組んでいるところであります。

いじめ関係につきましては、特にその都度これも毎月発生して毎月解決を図っていくというような状況になるかと思います。

それから不登校については、各家庭の複雑な問題が絡んでおりまして、学校内ではなく家庭の問題も含めまして、小学校は不登校 0 でございますが、中学校に数名の生徒さんがいる状況であります。

ただし、こちらの不登校児童生徒に対する学習支援の取り組みということで、各担任の先生が定期的に家庭を訪問しながら、授業関係それから宿題関係もそれぞれ取り組んでおりますので、こちらの不登校に関しての苦情ということについても、教育委員会までは連絡の電話があってない状況でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○11 番（田中弘子君） 本当に、なんか素晴らしい学校教育が来ているなあと思いましたけど、我が子供たちの時は旧阿蘇北中学校でも相当な電話コールが入ってたんですけども、わあすごいなあて今嬉しく思いますが、小学校の低学年になりますと、上級生との掃除とかそういうのが一緒にあると思いますが、上級生から 1 年生入ったぐらいの半年ぐらいですかね、言葉が強かったりとか、上からの命令の言葉でやっぱり父母に帰ってから「いじめられた」という、こういうこともあったんじゃないかなと思うんですね、勘違いというのがあって。今、保護者は少子化もありますが、子供に本当に飴、飴という感じで飴があげられとりますけど、そういう感じの中の子育て中ですので、そういうのも 1 つあるかなと思いますが、その他の件で小学校 2 件、中学校も小学校もその他ということがあって入っておりますけど、その他は一応、差支えがなければ何でしょう。

○議長（阿南誠蔵君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） その他というのは色々ありまして、給食費の問題も学校ともいろいろ保護者と協議をしております。そういう部分で、いじめ不登校、生徒指導、給食関係ということで大きく分けておりますけども、それ以外の部分が若干あるということで、ご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○11 番（田中弘子君） 学校教育、それから給食のアレルギーも問題がないということで、安心はいたしました。本当に、学校はスムーズにいつているということにうれしく思いますが、いろいろな少数なことはあると思いますが、生徒を抱えながらこれまでやってこられてる先生たちに感謝したいと思います。

それから、保護者間のトラブルも思いましたが、最近はないのかなと思いますが、時間もきましたが、最後に教育委員会の方に圧力というとても言葉が悪いんですが、いろんな部活とかそういう関係で何かありませんか、そういうこと。

○議長（阿南誠蔵君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 部活動の関係ということでご質問ありましたが、私が教育委員会に来てから昨年と今年についてはございませんでした。

いじめ不登校に絡む問題として、部活動の選手起用の問題とか色々そういう 2～3 年前ぐら

いまではそういうこともたまに発生したことございますけども、去年、今年についてはそういった電話等の苦情関係、相談関係はあってない状況です。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○11 番（田中弘子君） 昨日の錦織選手のテニス世界 2 位になりましたが、いろんな中で今度、部活も学校の方から社会体育の方に移行するという今検討中がっておりますけども、いろんな中に先生方のいろんな中で、部活をしてなかった先生も部活を見るということで、大変な思いがあると思いますけども、今いろんな施策がそれぞれに私たちも追っていけないようなことがっておりますけども、とりあえず昔は部活も激しくていろんなトラブルも起こっておりますけども、きれいごととは使ってはいけないんですけども、それがスムーズにいった上手くいっていることはなかなかないと 100%はないと思うんですけども、一応自分の意見に対しまして 7 割がいているということであれば、私も一応満足はしますけど、なんかがありましたら、またいろんな報告をお願いしたいと思いますが、何もありませんね。

○議長（阿南誠蔵君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ご質問いただきました部活動関係について、やはり今心配してましますのは、あんまりにも部活に保護者の方、選手も保護者も気合いが入りすぎて練習時間が遅くなったり、或いはあまりにも対外試合日数が多いというようなこともありますので、そこはそれぞれの部活振興会の方で調整をしていただいて、学校としても校長先生に校長会を通じてその過度な行き過ぎがないように指導を図っているところでありますし、少子化によりまして、年々 1 つの学校では部活動が出来ないという部、例えばソフトボール部とか、やはり 1 つの学校では出来ないようなクラブ活動が出てきましたので、そのあたりを危惧しております。いろんな大会にも 1 校じゃ出られない状況がございますので、その辺の取り組みを今後どうやっていくかという部分も含めて、出来るだけ子供たちがいろんな大会に出られるように努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○11 番（田中弘子君） それでは、学校教育もどうか上手くいっておりますし、部活の方もそんなにトラブルはないということで、一通り一応、安心はしております。

いろんな中で教育課の方も大変かなと思いますし、頭は市長ですけども、市長、私は答弁はしていただくと書いておりませんけども、一応、市政といろんな住民の皆さんのことを考えて最後に一言お願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 学校教育の件については、これからの未来を背負っていく大事な子どもさん達でございます。特に、少子化が進んでいる中において、なおさら大切にしながら、そして逞しい力と精神力と、かつ目標をちゃんと持って自分のことは勿論のこと、社会も一緒に支えていけるような、そういう逞しい人に育っていただきたいと思い、阿蘇市の宝であるし、大きな夢と希望の人材であると思っておりますので、今後いろんな場面においてやっぱり問題点も起こる場合もあると思いますけれども、その辺は行政としてもしっかりと子ども達の環境を整えていくべく進めていきたいと思っております。

以上で、よろしゅうございましょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○11 番（田中弘子君） これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（阿南誠蔵君） お諮り致します。

午前中の会議を、この辺でとどめたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、午後の会議を 1 時から再開いたします。

午後 0 時 07 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（阿南誠蔵君） これより、午後の会議を開きます。

一般質問を続行致します。

8 番議員、市原新君の一般質問を許します。

市原新君。

○8 番（市原 新君） 8 番議員、市原新です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、3 点についてお尋ねを致します。

まず 1 点目でございますが、老朽化した公共施設の処分についてでございますが、6 月定例会の一般質問の中で答弁をいただきましたが、このことについて再度質問を致します。

旧遊雀小学校の校舎については、解体をするという方向で検討しているということでありましたが、現在、解体についてどのように検討されているのかお尋ねを致します。

また、体育館につきましては、グラウンドと一体管理を含めて検討していくとのことでしたが、体育館の利活用についてどのように検討されているのかお尋ねを致します。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） それでは、遊雀小学校についてご説明致します。

体育館でございますが、旧波野村時代の施設でございまして、木材加工所として利用されておりました。最近、中の機械を撤去しております。その中で体育館については、地域からの要望があり、公的利用を原則として地域に開放しております。今後も、地元行事の会場などとして利用していただければと考えております。

まだ校舎につきましては、現在、加工所開設時の資材倉庫としてまだ現在利用しておるところでございまして、今後は地元の意向を十分踏まえながら、利活用を検討してまいりたいと考えております。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○8 番（市原 新君） 体育館の利活用については、今までは木材加工所として利用してきたということでございますが、課長の答弁によりますと地域に開放するというようなお話で

ございました。この体育館については、地元から活用したいというような要望もあっているように聞いております。地元の要望に応える、ということで理解していいのかお尋ねします。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） はい。地元の要望等もあり、利用できる分については、ご利用していただければ宜しいかと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○8番（市原 新君） はい、分かりました。

校舎の件でございますが、現在、木材等がまだ残っているわけでございますが、この撤去等については、いつ頃までに片付けられるのかお尋ねします。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 体育館と共に、体育館は加工場、校舎については資材置き場としてありましたので、現在のところ、今ある資材、薄くした杉とかまだ結構ありまして、その処分をどうするかははっきりさせてから今後の方向を考えたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○8番（市原 新君） 具体的には、まだ分からないということでございますか。

まあ、早急に片付けられた方がいいんじゃないかなと私は思います。

そこで、教育委員会の方にお尋ねですが、解体するということで方向を考えておられるようでございますが、この解体についてのスケジュールというのはどういうふうになっているのかお尋ねをします。

○議長（阿南誠蔵君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） 失礼します。

ただいま遊雀小学校跡、それから後でお話をさせていただきたいと思いますが、檜木野小学校跡地の解体等につきましては、現在、教育委員会からの意向を跡地利用委員会の中に諮って、その後、皆さんのご意見を聞きながら、例えば檜木野小学校跡地については、現在のところ、まずは教育財産としての利活用というのが考えられておりません。

また、各行政施設としての利用も現在のところありませんので、老朽化した施設ということで、28年度以降までに事業計画が作成されなければ28年度以降に解体すると。その場合に、地元の十分意向を聞きながら解体の方向で進めると、それから普通財産としての利活用を模索すべきではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君、

○8番（市原 新君） はい、校舎については、地元の意向を聞きながら、28年度以降に解体というようなお考えですね。分かりました。

出来るだけ早く、解体をしていただくならばというふうに思っております。

それから、遊雀小学校にはプールも残っておる訳でございます。プールも同じようなかたちで、28年度以降解体ということになるんですか。お尋ねします。

○議長（阿南誠蔵君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） 遊雀小学校跡地のプールにつきましては、現在のところ、全く

利用計画について地元の方からの要望等もあっておりませんので、28年度以降、解体するという方向で検討しているところでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○8番（市原 新君） はい、分かりました。

プールについても28年度以降、解体というようなお考えのようでございますが、防火水槽等の話もちろちら聞く訳でございますが、そこ辺りのお考えは、これは教育委員会じゃないのかな、総務課になるんですかね、考えられたことはありませんか。お尋ねします。

○議長（阿南誠蔵君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） プールの漏水調査等も、まだ現在やっておりませんでしたので、それから周囲の防火体制がどうなっているかそういうことも見極めながら、利用できる部分については前向きに検討していきたいというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○8番（市原 新君） 分かりました。宜しくお願いします。

それから体育館については、地元に来るだけ開放したいというようなお話でございましたが、以前にも指摘を致しましたが、体育館の屋根が非常に腐食が進んでいるようでございます。このままにしておきますと、雨漏りが出てくるんじゃないかなというふうに思われます。そこで、今管理されてる観光まちづくり課ですかね、そこ辺りのことはどのようにこの問題について考えておられるのかお尋ねします。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 体育館の屋根につきまして、私ども、渡り廊下については存じ上げておりましたが、まだ体育館の屋根については調査しておりません。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○8番（市原 新君） はい。是非、調査をされて補修等の必要があると思われまますので、対応していただきたいというふうに思っております。

旧檜木野小学校の校舎につきましも、先ほど話がありましたが、地元の意向を聞いて対応したいと、28年度以降対応したいというようなことでございました。

体育館には、現在、上寿園の備品が保管してあるようでございますが、この備品については、その保管する期限ですね、いつまでに撤去されるのかお尋ねを致します。

○議長（阿南誠蔵君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） ただ今の質問でございますが、現在、体育館には、議員さんもお存知のとおり、施錠がしてございましてなかなか入ることができません。私達も、中の方の確認を何回か試みたんですが、溶接してございまして、どのような品物がどれだけ入っているかという把握をしておりません。

今後、先ほど申しましたように、来年度に跡地利用をどうするのかということが決まらない以上、28年度以降に解体すると、その場合に中に入ってる部分については、関係課と協議をしまして、速やかに対処したいというふうに考えておるところでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○8番（市原 新君） 聞くところによりますと、体育館も雨漏りがしているというような話も聞いております。そういうことで早急に、そういう備品が入っているとするならば、対応していただきたいというふうに思っております。

それから体育館も、檜木野小学校にもプールもありまして、解体ということになるのかどうかお尋ねします。

○議長（阿南誠蔵君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） 私がこの場でこういうことを言っているかどうか、今ちょっと迷っているところなんです、実は、先々週、檜木野小学校の跡地を利用したいという業者さんが参られまして、その業者さんは、事業主ということではなくて代理人というような仲介業者さんでございましたので、事業の中身をお話を聞きますと、公害を起こすような企業でもございませんでしたし、また多少の地元雇用というものも考えられているようでございましたので、現段階では、企業、事業内容等については差し控えさせていただきたいというふうに思いますが、現在、関係課と市の方で情報提供できる部分については、情報提供しながら関係各課と連絡調整を諮りながら、今後のあそこを利用するという部分については、協議を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○8番（市原 新君） 跡地利用についても、いろいろお話があるということでございますが、地元との問題、それから各課連携をして慎重に対応していただきたいというふうに思っております。

以上で、1番目は終わらせていただきたいと思います

次に、2点目の農地災害復旧工事についてお尋ねをします。

平成24年7月の九州北部豪雨によりまして、田畑をはじめ農業用施設も多大な被害が出た訳でございますが、25年度末の復旧実績については、主要な施策の成果で分かりましたので質問を省略させていただきたいと思いますが、26年度に繰り越された事業もあるようでございます。

何件あったのか、何件になっているのか、旧町村ごとにご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、お答えします。

25年度末では、未復旧ということで繰り越した部分でございます。

まず、一の宮が103ヶ所、旧阿蘇町が30ヶ所、波野が14ヶ所ということで繰り越しをし、本年度いっぱい完成予定でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○8番（市原 新君） 旧一の宮町が103ヶ所、旧阿蘇町が30ヶ所、旧波野村が14ヶ所、はい、分かりました。

トータルしますと150件くらいですね、繰り越したということでございますが、この遅れた理由、以前は業者の数が足らなくて事業が出来なかったということでございましたが、この遅れた理由はどういうことになりますか。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、お答えします。

これまでも言ってきたかと思いますが、特に一の宮が多いのは、治山工事、砂防工事等でその下に農地がございます。上の工事をする関係で、やっぱり作業道等通しながら、農地に通しながらやっていく部分がありますものですから、最終的に堰堤について流路工までやって、その後最終的に、最後に農地を復旧して全て完了というかたちで、やはり便宜をしながらやらないと、農地を整備してしまいますと上の工事が出来ませんからそういった関係でやると。

それからもう一つは、入札の不調があつてなかなか思うように出来ないと、それと現場の中で農家の方が作物を植えてしまったということで、なかなか刈り取り後じゃないと出来ないという部分もございまして色んな事情ございます。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○8番（市原 新君） 被害を受けられた農家の方達は、一日も早い復旧を願っていると思います。箇所数も多ございますし、業者も限られておりますから、出来るだけ早く復旧作業が完了しますようお願いをしておきたいと思います。

そこで、もう既に26年度の事業が始まっております。この復旧工事の進捗状況は、どういうふうになっておりますかお尋ねをします。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） はい。ご存知のとおり、災害復旧は3年で終わるということで、今の部分を繰り越し、或いは事故繰りで繰り越しをしております。

今、精一杯、私たちのところでやっておりますが、今言う工事を県の方と調整をしながら、必ず3月までには終わるということで進めております。

また、波野地区が結局14ヶ所ということでございますが、もう既に発注はしておりますが、2ヶ所だけ未発注ということがございます。それは何かと言いますと、先ほど言いましたように、イタリアンを植えられておりまして、どうしても作業現場での工事が出来ないということで、刈り取り後に早急にさせていただきまして工事を完了するというところでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○8番（市原 新君） いろいろな条件もあると思いますが、是非26年度中には完了していただくようお願いを致します。

次に、3点目の家屋被災防止対策についてお尋ねを致します。

波野地区も同じであります。旧阿蘇町、旧一の宮町については、過去例のない痛ましい大災害でありましたが、河道の改修、遊水地の設置、輪中提、宅地の嵩上げ等の計画が順調に実施されつつありまして、災害に強いまちづくりが進んでいるように思います。

波野地区におきましても、河川の氾濫によって床上浸水等による家屋等の被害が発生しております。河川の氾濫によって、再び家屋等が被災しないように願っているところでありますが、被害防止のためにどのような施策をとっておられるのかお尋ねを致します。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） お答えを致します。

波野地区、特に大道地区が浸水被害があったということで確認を致しておりまして、ここを流れております集落からの河川の氾濫があったということで、大道地区を流れます泉谷川ですが、これを護岸の嵩上げ、兩岸それぞれ1mほど嵩上げをする予定に致しております。

現在、設計は終わりましたので、工事発注の準備を致しております。距離が全体で900mくらいになりますので、出来れば3年くらいを目安に工事をやっていこうというふうに考えております。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○8番（市原 新君） 設計は終わったというふうな報告でありましたが、予算計上はいつになるんですかね、工事のですね。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 本年度から工事を予定しておりますので、今年も予算は上げております。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○8番（市原 新君） はい、分かりました。

もう既に、予算は計上されているというようなことでございます。

事業量にすると1m擁壁を上げるということと、延長は900mということではございましたが、これを26年度中に施工されるんですかお尋ねします。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 兩岸をそれぞれ1mほど上げますので、高さで言いますと、ちょうど波野駅に行きますと橋があります。その橋くらいの高さに、全部上げたいというふうに思っております。兩岸でございまして、延長は大体940mというふうに見ております。

今年から、3年ほどかけてやりたいというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○8番（市原 新君） はい、今の答弁によりますと、この940mですか、3年かけてやるというようなお話でございましたが、そういうことですか。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） はい、940mを3年ぐらしかけてやりたいということではございます。

○議長（阿南誠蔵君） 市原君。

○8番（市原 新君） はい、分かりました。

災害は、全国的に非常に多発を致しておりまして、1年でも早く工事を完成していただきたいというふうに思っております。そして、住民が安心して生活が出来るようお願いをしたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 8番議員、市原新君の一般質問が終わりました。

続きまして、15 番議員、井手明廣君の一般質問を許します。

15 番議員、井手明廣君。

○15 番（井手明廣君） はい、15 番、井手明廣でございます。

通告によりまして、一般質問を致します。

今日は、5 点ほど出しておりますけれども、若干時間が長くなるか、短くなるかということで、大体おさらいのような質問でございますので、出来るだけ早く終わりたいと思っております。

1 点目は、先日から何回となく質問をしてまいりました。非常に、中通、古城地区の方々が、一番心配されております手野の遊水地に伴いますところの、中東部の河川の改修ということで質問をしますけれども、先日、全協の中で振興局の方からもおいでをいただいて、私もまた再度、吉良部長の方にお尋ね致しましたけれども、少しは進展したかなと中東部の改修がですね、そういうことで先日の答弁の中では、中東部の川を拡幅致しますと、それと赤溝川の取り付けの改修、黒川に対する取り付けをしたいというような 2 点のお答えをいただきました。その辺で間違いはないでしょうか、お尋ねを致します。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） それでは、中東部の河川改修についてお答えを致します。

議員がおっしゃられましたように、先日、振興局の方からもご説明がありましたが、手野の遊水地の設置に伴いまして、浜川と中東部河川については改修を行うということで、中東部河川と浜川を手野の遊水地の南側で合流させて、そのまま西へ流すということになっております。途中、この川には、現在、赤溝川が流れ込んでおりますけれども、この赤溝川は切り離して、中東部と浜川だけを途中、現在の出口よりもちょっと下げたところで黒川へ出すと。赤溝川はこれまでどおりの路線ですが、浜川と中東部の水は一緒にはならないということで、2 ヶ所の黒川への出し口を造っていくということでお聞きを致しております。

○議長（阿南誠蔵君） はい、井手君。

○15 番（井手明廣君） はい。今、課長が言われました、私も少し聞き違いをしておりましたが、赤溝川の取り付けの河川は中東部には出さないというような答弁をいただきましたが、かなり赤溝川の水は多いわけですね。その辺の水を、中東部に出さないということになれば、黒川に直接出すというようなことでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 浜川と中東部河川を合流させまして、赤溝川に合流する手前で黒川に出すということになります。赤溝川は、今までどおりのコースを通って、黒川に出ていくということになります。

○議長（阿南誠蔵君） 井手君。

○15 番（井手明廣君） じゃあ、くどうようでございますけれども、赤溝川は結局、中東部の川に出して黒川に出すというようなことですね。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） いえ、県からお聞きしていますのでは、赤溝川は赤溝川だけで

流れだす。赤溝川まで行く前に、中東部と浜川を合流させたのを黒川の方へ出すということでお聞きしております。手前で出すということです。赤溝川に合流する手前のところを、黒川への接合部を作って黒川へ流すというふうにお聞きしております。

○議長（阿南誠蔵君） 井手君。

○15 番（井手明廣君） 意味が分からないような気がしますけれども、なんせ中東部の河川を、時間がございませんので、中東部の河川を拡幅するというようなことでお聞きを致しております。それと今の縦の浜川を広くする、広くするとか改修するというようなことでお聞きを致しておりますが、中東部の河川の拡幅は大体どれくらいの拡幅を目指しておられますか。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 中東部河川につきましては、浜川と合流しますので、ほぼ現状の川幅の2倍程度になるというふうにお聞きしております。

○議長（阿南誠蔵君） 井手君。

○15 番（井手明廣君） はい、分かりました。

2倍では、少し狭いかなと思いますけれども、倍になってもやっぱり川の水の流れは3倍ぐらいの量は捌けるというような気もします。それは、今まで1が2になっても、やっぱり2.5 ぐらいの水が捌けはしないかなという気もしますし、そういうことで私は少し納得を致しました。非常に被害が、今まであった中東部の河川でございますので、今からやはり手野の遊水地に対しては反対ではございませんが、これはあくまでも下流域の浸水を防ぐというのが遊水地の目的でありますので、下のためならやはり上も犠牲にならなきゃ仕方がないなという気も致します。

そういう中で、先日も申し上げましたが、少しでも今までよりも浸水が少なくなったと言われるような、河川改修をお願いしたいと思っておるところでございます。

それから、中東部の一番西のサイホンがありますね。あのサイホンをなんとか50年以上も経ちますので、改修は出来ないかなというような気がするわけですね。

あれを下げれば、やはりもう少し水はけがよくなりやせんかなと思っております。小嵐山堰も平成2年に改修がありまして、立派な堰になりましたけれども、転倒堰になりました。サイホン中東部の一番しりのサイホンを、これは莫大な金がいるかもしれませんが、やはり、今の知恵で何とかあそこを改修して、少しでも水の流れを良くするというふうにしていただければ非常に助かると思っておりますので、その辺は考えがありましたら一言だけお願いをしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○経済部長（井 八夫君） 小嵐山堰の所のサイホンは用水路でございますので、河川とはまた違う工事になりまして、農業関係の補助事業等をもってこなくては出来ないのかなとは思っておりますが、いずれにしても大改修という名前が付くような工事になると思います。工事費もいくらになるか、ちょっと見当もつかないような工事になると思いますが、いずれそういう事も検討課題の一つとしてもっていかなくては、全体的な河川の改修というの

は、そういう長い期間と莫大な費用をかけて進めなくてはいけないだろうと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 井手君。

○15 番（井手明廣君） では、中東部の河川改修については、大体分かりました。

被害が少なくなるように、一つ建設課、或いは農政課等々において、手野の遊水地が、今どれだけ進捗しておるのか、地権者の方々がどういう同意をされておるのか分かりませんが、出来ましたならば課長が言われましたように、少しでも良くなるように浜川改修、中東部改修を是非お願いして、1 点目は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

では、続きまして 2 点目に入りますけども、先日、8 月の 19、20 日、或いは 15 日の波野の祭り、そして火の山まつりと続いた訳でございますけれども、私は以前から経済委員会の中で、非常に一の宮町にお祭りが無いというような事で、市民から良く言われております。「一の宮も何か一つ、しないといかん」といような意見も聞く訳ですね。

特に、非常に火の山まつりは賑わって、それぞれ花火の予算もつぎ込まれてやられておると。これは、活性化の一つで大変良いことだと思っておりますが、残念ながら一の宮にはお祭りが 1 回もないというようなことで、大変寂しい気持ちをする訳でございます。

そこで私は、町の中でやってくれというような事は言いません。何か一つでもやっていたのならというような気がする訳ですね。そのためには、子どものお神輿も、今、阿蘇町は全集落が出て、一生懸命子どもさん、または親御さんもそれに加勢して頑張っておられますけども、一の宮は昨年から古城地区 1 地区だけが参加をされているようでございます。その辺を呼び掛けていただいて、一の宮もひとつ参加して賑やかすというような事でどうだろうか、その辺を最初お聞きしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） それでは、火の山まつりについてご説明致します。

本年度、祭りと致しましては、入り込みが推計でございますが約 3 万人ということと、お話にあった、たる神輿も 32 団体の 696 名の参加ですね。それと、古城 4 区が 1 団体で 10 名参加されて、総踊りの参加団体が 38 団体で、参加人数が 1,345 名という事となっております。阿蘇町以外につきましては、3 団体の 36 名ということです。

お話がありました大阿蘇火の山まつりは、平成 23 年が第 1 回でございます、歴史的に浅いものでございます。今後、議員がおっしゃいましたように、子どもたる神輿と、ただ残念ながら 19、20 日と日にちが決まっておりますので、土日じゃないという部分で、これはどうしても親御さん達のご協力が必要になりますので、その辺は非常に大変とは思いますが、回を重ねるごとに参加していただけるのではないかなと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 井手君。

○15 番（井手明廣君） 行政の方からも一つ、一の宮の方に参加依頼を一遍に全地区参加というのは無理だと思いますので、徐々に参加を募っていただきたいと思っております。

それともう 1 点、一の宮において何もないというような事でございまして、以前から課長にも聞いておりましたが、一の宮でも花火でも出来ないだろうかというようなことを、以前

聞いたことがあります。

課長は、なかなか無理というような答弁をいただきましたけれども、無理なら、やはり一の宮から見える所くらいでもやっていただきたいと。あの引っ込んだ所でやっていけば、一の宮からはもう全然見えない訳ですね。だから、あびかとか、阿蘇山の下とか、ああいう広場でいっちゃやると、阿蘇谷全体が見えはしないかというような気がする訳です。そうすると、市の活性化にうもなりはしないかという気がします。

今、非常にテレビで花火大会はいずれもあっておりますけれども、やっぱりテレビと実際とは違います。その辺の考えは、市長にお尋ね致しますが、ひとつ花火を一の宮で出来ないなら、見える所で良いので、ひとつ出来ないかなと。

○議長（阿南誠蔵君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 花火も確かにあると、子ども達の良い思い出にもなりますし、また帰省で帰っておられる皆さん方の中でも、「ああ、やっぱり花火でも見れたな」というそういう思い出も出来ると思っております。

そんな中でありますけれども、出来たら住民の多くの皆さん方の気分を高めていただけると大変ありがたいなと。私たちだけで、そういう企画ばかりやってしまいますと、何か行政だけがやってるというよりも、せっかくならば地域あげてのそういう盛り上がりの中でやった方が良いのではないかという事を、今、感じております。

○議長（阿南誠蔵君） 井手君。

○15 番（井手明廣君） 花火も、前は遊水地とか広い所でしか出来なかったと思っておりますが、今年の場合は中央公園ですかね、あそこで開催されたというような事でございますので、出来ますならば、将来の計画として一の宮、阿蘇町全体で見えるような場所で花火をしていただくならば、市の活性化にもなると。一の宮の、やっぱり災害にも遭いましたし、そういう気持ちの人もかなりおられます。是非、その辺はしっかり考えていただきたいと思いますと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 先程の答弁が、井手議員さんの質問と少し私、違っておったようで、申し訳ございませんでした。

○議長（阿南誠蔵君） 井手君。

○15 番（井手明廣君） 宜しく願いしておきます。

次、3 番目ですが、これは少しだけ今後の対策というような事で、口蹄疫についてでございますけども、平成 12 年に宮崎県の一部、川南とか、ああいう地区で口蹄疫が発生を致しました。畜産農家にとって、あれだけ大打撃を受けたというのは、宮崎の畜産王国が、本当に私たちから見れば、大変、可哀想であったかなと牛に対しても全部殺処分ということでございました。

今、外国から非常に観光的なお客さんも来ておられますけども、ここに資料がありますが中国・香港・台湾・韓国・北朝鮮・モンゴル・ロシア、アジア各国で口蹄疫が発生をしております。特に、牛、豚等々が非常に発生しております。外国では、隣が発生しても治療で治

すとか、注射で治すと、治りはしませんけどもそういう処置で行っておると。隣の人達は、もう全然関係ないと、発生したならば治療で、注射でというようのかたちで治すというように、保健所の方も言うておられました。

非常に今、観光客等々が外国からも多い訳です。そういう中で、口蹄疫がこの阿蘇に、或いは熊本県、日本の一部に発生した場合、日本は全部殺処分される訳ですね。そうした場合、畜産というのは、一生懸命やっていて一瞬にして自分の生活を奪うということでございますので、やっぱりしっかりした県・市をあげて、今、少し口蹄疫の話が薄らいでおりますけども指導していただいて、石灰、或いは消毒とか、知っている人は良いけれども、知らない人なんかは畜産なんかは入れないとか、消毒してから入れるとか、ある程度しっかりした指導を今後、対策を取っていただきたいと思います。これは発生してからどうのこうのではもう遅すぎますので、是非一つ指導をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、お答えします。

口蹄疫につきましては、まだ記憶に新しいと思いますが、22年に発生し、阿蘇市でも結局5月から7月、市場が延期したという事で非常に大変でございました。その分、市としてえさ代の補助等をやってきたところでございますが、やはりこの口蹄疫というのが相当の恐ろしさであるという認識は、その場でしたところでございます。

今現在についても、常に口蹄疫という部分も視野に入れて、関係機関は努めているところでございます。例えば、この防疫につきましては、やはり阿蘇市だけで取り組むことは非常に難しい、県内、或いは郡内が意思統一をしながら、連携した部分で活動しなくてはなりません。

そういったことで、現在はやっぱり振興局単位で、特に「防疫対策マニュアル」というのを県が作っております。それに従いまして今、家畜防疫演習ということで、年に2回実施をしております。

それから市においても、平成19年に「阿蘇市家畜伝染病防疫対策要綱」というのを作成しまして、国内に入ったり、県内に入ったりした部分については、すぐ体制をとるような対応を定めております。

また、日頃から有畜農家の把握とか、或いは年1回の家畜保健所を同行した全戸立ち入り等もやっておりますし、今、韓国では流行っておりますが、そういった部分についても、家畜保健所を通して情報を流しております。

そういったことで、阿蘇は特に観光地ということで、牧野がどうしてもやっぱり危険であるという認識が非常にあります。そういった部分については、これからも牧野組合と連携して努めていきたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 井手君。

○15番（井手明廣君） 一応これは、今どうのこうのという問題ではなく、日頃の対策が必要だと思います。

今後とも、行政、県、一丸となって、畜産農家に指導していただきたい、また一般の人達

にもそういうマニュアルを流していただきたいと思っております。

宜しく願いしときます。

続いて 4 点目に入りますが、一の宮統合小学校の建設という事で、今後についてでございますけれども 2～3 点お尋ねします。

先日、工事記載の地図をいただきました。これを見ますと、本年度完了する施設と、今年から来年度にかけて、それから来年度だけというような段々でここにいただいております。

色々これを見てみますと、なかなかスケジュール的には立派なスケジュールが出来ておりますけれども、まず 1 点目には、小学校の運動場についてお尋ね致しますが、これはサッカー場とかソフトボール場とかが無いわけですが、これはどこでやるのか。

それと 2 点目は、やまなみ道路から学校に入ってくる入口、これがちょっと変則のような気がするんですが、その辺の取り付けをもう少し立派にしたらいかなという気持ちがありますが、その辺の考えはございますか。

○議長（阿南誠蔵君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 失礼します。

ただ今ご質問いただきました、統合小学校のグラウンドの件ですけれども、まず 1 点目の小学校につきましては、陸上競技場ということでトラックが中心となります。その中で、サッカー場とかですね、展開をしていただくということで、今回、一の宮中学校のグラウンドを統合小学校のグラウンドにしていくということで、小学校については、単体スポーツ種目ごとの面というのは整備する予定はございません。これは、どこの小学校もそうなんですけれども、中学校においては、そういった必要に応じて面整備をする所がありますが、そういうことでございます。

それと、2 点目の取り付け道路という事でございますが、今回、一の宮中学校の敷地内に校舎を造っていくという事で、児童・生徒、保護者、先生方も現在の入口がメインの通りになります。今議会でご承認いただきましたとおり、入口の右側の方に用地を購入しまして、スクールバス対応の倉庫、或いは駐車場、保護者の送迎につきましてもそこを使うという事でそこがメインになってきます。この統合小学校に関しまして、新たな道路拡張をするという事は考えておりません。

ただし、新しいグラウンドが出来ますけれども、そちらのグラウンドにつきましては、やはり学校行事等、色んなイベントもあるかもしれませんので、敷地に隣接する市道部分ですけれども 2m 程、学校敷地内の方にバックをしまして、これは既存の道路幅にプラス 2m 設けながら、保護者の方が部活動の送迎をしたりする乗降場所として、車 1 台停まっても今の市道の通行に支障が無いようにという事で計画をしているところであります。

○議長（阿南誠蔵君） 井手君。

○15 番（井手明廣君） どうしても正門の方から送迎もされるし、また今度は学校が、小学校・中学校が一緒になりますので、かなりの出入りが多くなるという気がする訳ですね。

特に、中学生は自転車、或いは歩いてというようなことで、この正門から入ってくる。当然、ここに駐輪場なんかが出来ておりますので、今、課長が言われましたが、今度新しく出

来る運動場の東側に、それは今の道路にプラス 2m 広くするという事は結構だと思いますけど、やはりあの入口は、朝夕は非常に混みはしないかなと。それと一つは、やまなみ道路が朝は通勤者等々がびんびん通りが多くなりますので、やはり危険性が無いように、確かに信号はありますけれども、道路が少し狭くはないかなという気はいたします。それにスクールバスも入ってきますし、そういう気持ちで私は思っておりますが、それは市として、執行部としてしっかりと考えていただきたいと思います。

それと、もう 1 点は、やはり平成 2 年に中学校が大被害に遭いました。土砂が 50cm くらい流れ込んで校舎まで入りました。私たちも丁度、PTA の役員でございまして、親も一生懸命出て、当然、業者も入っていただきまして全部片付けましたけれども、今度の場合は、小学校の校舎の南側に擁壁を造って水害を防ぐというようなことを計画されておる、なるほど結構な事だと思っております。

どうしても、水が浸水してくるというような事はないと思いますが、やはり山からの流れ水がここの場所にきますので、一つ万全な、安心・安全な学校を築いていただきたいと。阿蘇中のように、1 回造って、あれは特別な水害でありましたけれども、やはり水害に遭わない、土石流に遭わないような立派な学校を造っていただきたいと思います。

昨日、質問がありましたが、総工費が 29 億 3,045 万円この書類にも出ておりますが、この財源の内訳をお聞きしたいと思います。

それと、もう 1 点。これは当然 29 億円からまた追加があると思います。それは当然、消費税も上がるかもしれませんし、材料も上がると思いますが、最終的に 30 億円くらいで、課長は止めるというように言っておられましたけれども、出来るだけ安く、そして立派な学校を造っていただくのが私たちの望みでありますので、宜しくお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 議員からご指摘いただきましたとおり、通常の雨量、特に 50 ミリ程度の雨量であれば支障はないんですけども、時間雨量が 100 ミリを超えて 2 時間も 3 時間も続きますと、どうしても記録を更新する雨量については、どうしても対応出来ないということで、一の宮中学校も浸水しておりますし、阿蘇中学校も浸水しているところなんですけど、今回、一の宮中学校につきましては、新しいグラウンドの間の水路につきまして擁壁を打ち上げて、記録的な豪雨がどの程度か分かりませんが、今の隣接する道路の高さくらいまで擁壁をきちっと上げまして、浸水を防いでいくという対応を取っていくところであります。

それから 2 つ目に、財源内訳ということでございますが、今回、小学校エリア部分の工事が約 24 億円程かかります。それから中学校エリアで、グラウンド、部室、プール、人道橋とか、解体費も入れまして約 5 億 3,000 万円。今のところ、29 億 3,000 万円という事でみております。

財源内訳につきましては、国庫補助が約 6 億 3,000 万円、それから教育施設整備基金の方から約 11 億円、それから起債、元金交付金等を 11 億円お願いしまして、一般財源を 1 億円程度という事で見込んでいます。

9 月補正で、県の木材振興の助成の見込みがいただけるという事で 675 万円程、新たな歳入を上げましたので、その分はまた一般財源が減ってくるかと思えます。

来年度の消費税の動向も分かりませんが、教育委員会としましても 30 億円以内では建設を進めていきたいという事で考えているところであります。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 井手君。

○15 番（井手明廣君） ありがとうございます。

宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 15 番議員、井手明廣君の一般質問が終わりました。

続きまして、6 番議員、森元秀一君の一般質問を許しますが、配布資料がございますので、10 分間暫時休憩を致します。

午後 1 時 56 分 休憩

午後 2 時 07 分 再開

○議長（阿南誠蔵君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6 番議員、森元秀一君の一般質問を許します。

森元君。

○6 番（森元秀一君） お疲れ様でございます。

6 番議員、公明党、森元秀一です。

通告に従いまして、質問させていただきます。

まず冒頭に、先日の広島県の豪雨で犠牲になられた方々に深い哀悼の誠を捧げると共に、現在も大変な困難な中に暮らしておられる被災者の皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

6 月定例会で質問した、地域包括ケアシステムについての第 2 弾として質問させていただきます。

前回、日常生活圏域ニーズ調査は回収がよく、かなり精度の高い調査が出来たと答弁にありました。これまでの介護保険事業計画における調査では、どのようなサービスが必要かを、高齢者自身に尋ねる調査が実施されがちであった。しかしその調査では、一般高齢者のうち、要支援、要介護になる恐れのある人の割合、人数等を把握することは難しい面があり、被保険者の自立を支援するという保険者の責任を果たすためには、高齢者の利用、意向のみに止まらない真のニーズを確認することが重要であると思えます。

日常生活圏域高齢者ニーズ調査は、例えば、認知症のリスクを抱えた人が多い地域や、閉じこもりリスクの高い人が多い地域を明らかにしてくれる、その実態に対応して、認知症のデイサービスやグループホーム等の必要量の参考推計をしていくことが出来る。他にも、閉じこもりリスクへの対応として、例えば介護予防保険、訪問介護の必要が参考推計出来る。配食サービスや送迎サービスなど、整備が必要なサービス、独自サービスやインフォーマルサービスを含むも明らかにすることが出来ると思えます。地域のニーズを数量的に把握し、ある程度、客観的にサービス整備や事業メニューの構築等を行うことにより、限られた財政

の中で無駄のない介護保険事業等を実施することが可能になると思います。

また、合理的な人員配置や予算配分も可能になると思います。

そこで、お尋ね致します。

前回、集計した日常生活圏域ニーズ調査の、実績と分析をお願いします。

書いてありますとおり、認知症高齢者の 2025 年の推計、生活習慣病（糖尿、高血圧など）の患者の推移、高齢者数、独居世帯の実態と将来の推移、介護の需要予測として要介護と要支援がどのような増加傾向を辿っていくか、阿蘇市の調査結果における状況と今後の対策をお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今お尋ねのありました日常生活圏域ニーズ調査、その後について、直近の状況をまず報告させていただきます。

日常生活圏域ニーズ調査、及び介護に関する意識調査、これにつきましては、結果の集計が出来ておりますので、国から提供されました第 6 期介護保険事業計画ワークシートというものに、それぞれの結果を実績等と一緒に入力をして致しまして、8 月 22 日に第 1 回目の県のヒヤリングを受けたところでございます。

現在は、他のさまざまな基本となる数値を、本市の状況分析、それからサービス料の推計について、定期的に課内の検討会を重ねておりまして、本年度これから先の介護保険の給付実績を入力し、詳細については、これから他の自治体の動向、県のご指導も仰ぎながら進めてまいりたいと思っております。これが、直近の状況でございます。

それから、お尋ねのありました認知症高齢者の 2025 年推計についてでございます。

こちらにつきましては、今回策定をしております第 6 期の認定者見込みの基本数値となります人口推計におきましては、6 月の議会でご説明致しました国立社会保障・人口問題研究所が公表しております阿蘇市の人口より、直近の住民基本台帳上の人口、こちらの数値の方が基本データとしてより精度が高いと思ひまして、こちらの数字の方を採用しております。この数字により推計致しますと、認知症高齢者の 2025 年の推計は、本市におきましては約 1,397 人程度ではないかと思われますが、こちらにつきましては、今後の事業により人数の増減はあるかと思われます。

続きまして、生活習慣病、糖尿、それから高血圧等の患者の推移についてでございます。

こちらにつきましては、合併致しましてから、平成 18 年度、それから平成 26 年度、この 8 年間で国民健康保険のレセプトの受診状況により比較をしてみました。

国民健康保険全体で見ますと、糖尿病の患者数は 7.6%から 1.7 倍、12.6%へ増加しております。高血圧におきましては、19%から 23.7%と約 1.2 倍の増加でございます。

この背景と致しましては、健診受診者が増加したことで生活習慣病の早期発見、それから早期受診する人が増加したことが原因ではないかと思っております。

その結果、糖尿病患者の中で合併症である糖尿病性腎症につきましては、マイナス 8.2%で効果が上がっていると思ひます。糖尿病性の網膜症につきましてはマイナス 16.3%、インスリン注射をしている人はマイナス 3%と、それぞれ減少している状況でございます。

高血圧につきましては、この8年間におきまして患者数は若干増加しておりますが、健診で高血圧症と診断される方の人数につきましては、マイナス10%と減少しております。

高血圧、糖尿病が重症化しておこる心臓血管疾患、脳血管疾患はやや増加しておりますが、この病気で重症化し高額な医療費のレセプトを分析した結果によりますと、大変残念な結果なんです。過去に健診を受診している方は数名程度でしたので、まだまだ健診に力を入れていきたいと思っております。

以上です。

失礼いたしました。高齢者世帯の推移についてでございます。

こちらにつきましては、一番新しい平成26年8月の住民基本台帳によりますと、65歳以上の高齢者の数といいますのは、阿蘇市の総人口27,926人のうち9,269人でありました。これらから推計をしたところによりますと、高齢者の独居世帯は2,031世帯程度ではないかと推計をしております。

また、10年後におきましては、高齢者の独居世帯は2,153人程度になるのではないかと推測をしておりますが、これはあくまでこれまでの過去の状況からの推測であるため、社会情勢等により若干の増減はあるものと考えております。

それから、介護の需要予測、要介護と要支援がどのような増加傾向を辿るかということですが、こちらにつきましては、今後の介護保険の認定者の推移と致しましては、2025年には約2,200人、約200人が増加するのではないかと思われております。これは、平成21年からの認定状況を分析しました結果でございます。

ただ、平成25年度におきましては、毎年約1%増加していた介護認定率が約0.6%に抑えることができおりますので、介護予防の効果が少しずつ表れてきたものと思っております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 森元君。

○6番（森元秀一君） 早期発見で生活習慣病等が、本当に数値に表れているとおりでと思います。

その中で生活習慣予防、あと介護予防があるんですが、これは予防が一番大事だと思うんですね。その中で第一予防、第二予防、第三予防というふうな形であると思うんですが、市の予防の中で第一予防、第二予防、第三予防、生活習慣病、介護予防の中で、何か取り組みがありましたらお教えいただけますか。

生活習慣病に対しても予防があると思うんです。第一予防、第二予防、第三予防というふうな形でですね。介護予防においても第一予防、第二予防、第三予防というふうな形があると思うんですね。市の取り組みの中で、予防の取り組みがありましたらお教えいただけますか。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） 介護予防につきましては、いろいろな事業を行っておりますが、先ほどもご説明申し上げましたけど、地域の公民館、それから地区の集会所等を活用して、出来るだけたくさんの方に参加していただいております「いきいき体操教室」「いき

いき教室」「温泉はつらつ講座」「体力アップ教室」とか、さまざまな体力とか状況にあった介護予防の取り組みを行っております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 森元君。

○6番（森元秀一君） 厚生労働省が出した分で、第一予防というのは、生活習慣病というのは健康な者を対象に発病そのものを予防する取り組み、今言われた健康づくり、発病予防ですね。あと第二予防としては、既に病状を保有する者を対象に症状が出現する前の時点で早期発見していくというふうなことで、また早期治療をしていく取り組み。こういった取り組みを、どういうふうになされるかということを今聞いたんです。

それで第三次予防というのが、症状が出現した者を対象に重度化の防止、あとは合併症の発病や後遺症を予防する取り組み。これは生活習慣病の取り組みとして、厚生労働省がやっている取り組みだと思んですが。

あと介護保険予防というのは、一次予防、活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持向上に向けた取り組み、あと二次予防は、要支援、要介護状態に陥るリスクが高い高齢者を早期発見し、やはり早期に対応する状態を改善し要支援状態となることを遅らせる取り組み、第三次予防とは、要支援・要介護状態にある高齢者を対象に要介護状態の改善や重度化を予防するというふうに言われている訳なんです。

これが今後そういった中で、介護保険料が上がったり、いろんなかたちで早期に治療、早期に予防していくということが大事になっていくんですが、その辺りいかがでございますか。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ほけん課におきましては、介護保険は勿論、国民健康保険、後期高齢者、それから保健予防の方がございまして、課を挙げて、まずは健診を受信していただき、生活習慣病を早めに発見し、また保健師、それから管理栄養士がきめ細やかに訪問を続けて、その方にあった保健指導の方をしております。それから、その後きちんと介護の方に繋いだ方がいい場合には、包括支援センター、及び介護保険係とも連携を取りながら、その人にあったサービス提供が出来るよう努めている状況です。

○議長（阿南誠蔵君） 森元君

○6番（森元秀一君） これから、そういった介護の予防というのは、大事な課題になりますので、今後とも宜しくどうぞお願い致します。

次にいきます。

2番目に子どもヘルパーが、高齢者の力にというふうなことをお尋ねします。

「平成9年に、阿蘇郡内12町村の社会福祉協議会による地域福祉推進活動、やまびこネットワークの立ち上げに際し、子どものボランティア活動をスタート。同12年、産山村子どもヘルパーを設立、産山小学校4年生以上の児童生徒による訪問ボランティア活動を行っている。熊本県産山において、小学校高学年児童全員により形成され、学校のゆとり時間を利用して老人宅を訪問し、窓ふきや話し相手などの交流を深め、お年寄りの積極的な外出を促すなど、地域交流と高齢者福祉に貢献している。」とあります。

熊本県阿蘇郡産山村は、ご存知のとおり人口 1,829 人、高齢化率は 30%を、やはり阿蘇と同じように超えております。高齢者世帯や一人暮らしの老人の見守り等は、地域ネットワーク協力員だけでは支えきれない状態になってきています。そのような中、産山小学校 4 年、5 年、6 年生の児童全員が子どもヘルパーとして活躍しています。

平成 9 年から、産山で小学校の児童と一人暮らしの老人のお手紙交流を行っていました。2 校の小学校で 1 学年で月に 1 回手紙を出し、毎週手紙が届くことでお年寄りが励みになると、その当時、郵便局員が配達に訪ねていくことで安否確認になるという仕組みであります。

そのような下地があったため、村の社会福祉協議会の発案による子どもヘルパーは、平成 12 年 9 月にスムーズにスタートしました。2 つの小学校の高学年 59 人が、学校のゆとり時間やクラブ活動の時間を利用して老人宅を訪問し、窓ふきや畳ふき、畑や庭の草取り、話相手などをする。子どもが訪れることがなかった一人暮らしの老人宅に子ども達が現れるようになり、地域の隅々まで子どもの声が響き渡るようになりました。「十数年ぶりに子どもが家にやってきた、生きる希望が出来た、また来て下さい。」と、手放しで喜ぶ老人の姿に子ども達も張り切っています。

子ども達にとって、生きた福祉の教育の機会となっています。この活動の結果、外出する機会のなかったお年寄りが訪問してくれたお礼にと小学校を訪れ、学校行事の餅つきやしめ縄づくりなどにも積極的に参加し、いきいきとした姿を見せてくれるようになりました。

子どもヘルパーで関わりを持たなければ、交流する機会のなかったに違いないお年寄りや子ども達が、ひいては地域住民もこの活動から多くのことを学びとっています。

『『こんにちは』 静かな山村に子ども達の元気な声がひびきます。そっと玄関から顔を出し訪問先のおばあちゃんに元気よく挨拶するのは、産山小学校の子どもヘルパーの皆さん。村で一人暮らしをするお年寄りの家を訪ねては、窓ふきや草取り、話し相手をするお手伝いボランティアです。4 年生以上の全児童は、子どもヘルパーに任命されてうぶやま学の時間に村内の高齢者と交流、お手伝いをするかわら、お年寄りから昔ながらの知恵や村の昔ばなしを聞いたり、ヘルパー活動を通じてかけがえのない経験を積んでいます。高齢者が住む村の一員として活動する子どもヘルパーは、低学年の児童にとってあこがれです。小さな村民達は、お年寄りの健康を見守り、ときに、ふれあいながら村の元気を支えているのです。』とありました。

2025 年高齢化を迎える、65 歳以上の人が 3 人に 1 人となる阿蘇市にとっても、こういった取り組み活動が大事になってくるのかと思いますが、阿蘇市の考えはいかがでございますか。

○議長（阿南誠蔵君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 失礼します。

子どもヘルパー活動についてのご意見、ご紹介がございましたけれども回答させていただきます。

子どもヘルパー活動につきましては、議員さんの方からご説明がありましたとおり、産山村において平成 12 年から取り組まれております。非常に活動の成果があがっているという

ふうに、私どものほうも聞いているところであります。

この取り組みの調査をしましたところ、産山村につきましては、教育特区を国に申請されておりまして、授業時数を変更する認可を受けて教育課程の授業時間・時数の中でクラブ活動、月に1時間、年間に10から11時間程度の時間や、従来ありましたゆとりの時間ということで、現在は総合学習の時間と言いますけれども、そちらの時間を使いながら取り組まれているというふうにお聞きしております。

特に独居老人宅の訪問関係につきましては、特別活動でありますクラブ活動の時間、大体月1回くらいですけれども、こちらの時間を利用しながら訪問していると、また対象となる独居老人宅につきましては20件ということでお聞きしているところであります。

産山村の場合は、独居老人宅が20件という限定があることや、少子化の影響でクラブ活動がなかなか種目ごとに出来ないということもありまして、4年生以上の全生徒がボランティア活動をクラブ活動として取り組んでいる、というような状況であるかというふうに考えているところであります。

阿蘇市におきましても、総合学習の時間を利用して、福祉施設の慰問・訪問、或いは職場体験学習で訪問しながら学習を重ねているところであります。

なかなか、産山村と同様の子どもヘルパー活動というのは難しい状況にありますけれども、ただしクラブ活動としては、ボランティア活動に興味のある児童生徒の方々に声を掛けながら、福祉職場慰問、交流等が出来るのではないかとということで、校長会等を通じて、産山村での子どもヘルパー活動を紹介しながら、ボランティアクラブというようなそういった活動も出来ないかということで、検討をお願いしたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 森元君。

○6番（森元秀一君） 前に、一の宮町の方でも、平成13年5月に石塚団地というふうなかたちの活動があったというようなことを聞いております。

だから、やっぱり出来るための条件提示をしっかりと踏まえて、やはりやると決めて掛からないとなかなか出来ないものです。これから大事な課題になりますので、そういった取り組みも宜しくお願い致します。

一言で宜しいですから、答弁をお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） はい。先ほど申し上げましたとおり、学校活動の中での取り組みというのも一つありますし、社会教育活動の中では、地域に子供会活動で子供会を組織していただいております。阿蘇市の中でも、その子供会活動の中でも調査の実績報告書を確認しましたら、5団体ほどは土日を使いながら、そういう老人福祉職場に慰問に行かれている活動もございますので、両方の面からそういった取り組みも進めていきたいと考えております。

○議長（阿南誠蔵君） 森元君。

○6番（森元秀一君） どうもありがとうございました。

続きまして3問目です。

高齢者のボランティア（地域活動）のポイント制度の推進ということでお尋ねします。

我が国における高齢化が急速に進展する中、いわゆる団塊の世代、私達75歳となる2025年を見据えて、高齢者が安心して暮らせる地域社会を作りあげていくことが極めて重要な課題となっています。そのためには、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた国、自治体の連携による取り組みが求められています。

一方、元気な高齢者については、要介護にならないための生きがい作りや社会参加促進、施策など、介護予防につながる諸施策を展開する必要があると思います。その際、それぞれの地域の実情、特性を踏まえ、関係機関等がよく連携をとりながら進めることが重要だと思います。

そこで現在、高齢者が地域でボランティア活動に従事することによって、高齢者の社会参加や社会貢献を促すとともに、高齢者自身の介護予防に繋がるとして、大いに期待される取り組みを推進している自治体が多くあると聞いております。

現在、各自治体で進められているのは、高齢者の介護支援ボランティアと呼ばれる介護予防を目的とした65歳以上の高齢者が、地域サロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティア活動を行った場合に自治体からポイントを付与するもので、集まったポイントに応じて商品との交換や換金その他、介護保険料の支払に充て、保険料の軽減に利用できる自治体もあると聞いております。

その際、財源としては、自治体の裁量に地域支援事業交付金の活用が可能だと聞いておりますが、今後の阿蘇市の対応をご答弁願います。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今お尋ねのありました、高齢者のボランティアポイント制度につきましてお答えさせていただきます。

今、議員が言われましたのは、厚労省の認可を受けた有償ボランティア制度を活用致しまして、確かに一部の自治体ではご本人さん達の介護予防効果、それから地域の元気高齢者の活用、それから保険給付抑制などを目的と致しまして、ポイント制度を導入して、今言われましたように、保険料や利用負担額の減額、それから商品に変えたりとかいう、そういう制度を導入しているところもあると確かに聞いてはおります。

ただ、しかし、みんながみんな、ボランティアをしてポイントを使える方達ばかりではない状況もあるものですから、そういう方達との差についても多少、気がかりな部分がございます。

阿蘇市におきましては、もう少し時間をかけて今後検討を重ねて、慎重に考えていきたいと今思っている状況です。

ただ、これから先の高齢化社会におきましては、今言われましたように、このあと10年くらいしたらピークがやってまいります、その時の高齢化社会を乗り切る大切な手段の一つとしては、そういう高齢者の方達の地域でのボランティアというのは大変重要なことだと

思っております。今言われましたように、ボランティア活動を行う高齢者、ご自身の生きがいや介護予防にも勿論なりますし、高齢者の居場所づくり、出番づくり、そういうことを視野に入れて、今後の介護予防のメニューを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 森元君。

○6番（森元秀一君） やはりメリットとしては、地域貢献しながら自己の介護予防につながる、介護保険を利用しない元気な高齢者に保険料を還元することになる。

この制度というのは、ボランティア登録をしていただいた高齢者が、施設等で行ったボランティア活動に対してのポイントを得て当該ポイントを換金することで、実質的に介護保険料の支払の一部に充てることが出来る仕組みだと聞いております。

1番目に高齢者の介護予防、生きがいの増進、2番目に高齢者の活躍の場の創出、3番目に住民相互による地域に根差した介護支援などの社会参加活動、4番目に在宅高齢者への声掛けや見守りなどによる安心・安全な生活の推進、5番目に賑わいのある街づくりが出来るなどの効果が期待されると聞いております。

今後、そういった中でしっかりとやっていただきたいと思います。

最後に一言お願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） 本市のボランティアセンターの登録状況を見ましても、登録者の7割の方が65歳以上の高齢者と伺っておりますので、意欲のある高齢者がたくさん地域にいらっしゃるということが確認出来ましたので、あらゆる介護予防の場で是非お力を借りたいと考えております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 森元君。

○6番（森元秀一君） ありがとうございました。

続きまして、地域支援の利活用ということで、ジビエ料理で農山村おこしということにお尋ね致します。

阿蘇市内で有害鳥獣対策費用375万8,000円、イノシシ127頭、シカ145頭を捕獲されていたと聞いております。

都心では、ジビエ料理を扱う飲食店が増加し、農山村では鳥獣被害の防止と地域活性化の両得になるとの期待から、利活用に向けた試みが進んでいます。農山村で捕獲した野生鳥獣を、資源活用し消費拡大に結び付けようとする例は、全国各地でも見られます。

和歌山県では、2月の1ヶ月間をジビエウィークと題して、県内の飲食店などと連携し、ジビエ料理が味わえるイベントを開催、今年で3年目を迎えていると聞いております。兵庫県丹波市では、1月市立小中学校で、給食にジビエ料理を提供するユニークな試みが展開。北海道では、大手スーパーでエゾシカ肉の販売を始め、消費者に身近な食になっている。

日本ジビエ振興協会によると、捕獲されたシカやイノシシの食肉利用割合は地域で最も高い北海道は約14%、全国平均は3~5%とまだまだ未開発のマーケットであります。地域資源

を有効的に利活用する知恵と工夫があれば、ジビエブームの到来はそう遠くないと思います。

一方、国レベルでも全国統一のジビエ衛生管理指針を策定中です。公明党の谷合正明参議院議員らが国会で提案した結果、厚生労働省は狩猟シーズンの秋ごろまでにまとめるという方針になっております。

地方自治体ごとに、ジビエをおいしく食べる工夫を重ねないと、長期的なまちおこしがならないだろうという地方の腕比べに期待を寄せられるというふうに聞いておりますが、阿蘇市の今後の取り組みはいかがでございますか。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 議員のご質問を受けて色々調べてみましたが、先ほどお話にあったように、法的な部分の整備と実際の販売先が、非常にネックになるようでございます。

北海道みたいに、スーパーとかで売れるなら非常に流通先が見えるということで、先進地の方に聞いたところ、食肉用ガイドラインに基づかないとハードルが極めて高いということと、個体の確保が大丈夫かということで、天草地区とかは5,000頭近くが捕獲されているようでございますが、実際100頭のうち10頭くらいしか食肉にならないということをお聞きしまして、そう簡単にはいかないかなと思っております。

もう1個ありました。処理場でございます。と殺場と申しますか、その辺のところの建てる場合の、地域の住民方のご理解がいただけるか、そういう処々の問題をクリアすればなると思いますが、あとはどの辺で地元の食堂あたりで広めるか、それとか外まで流通に出すか。

それと、阿蘇の場合は牛のあたりが出ておりますので、そこまで手を広げるかなというところで、早急には出来ないかなというのが正直なところでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 森元君。

○6番（森元秀一君） 出来ない理由を聞くのではなく、出来るための条件提示をやっていないと、やはりこういった中で、まちおこし、地域おこしというふうなかたちは、出来るだけの条件提示を自分たちでやりながらやっていくものだと考えます。

また聞いてみますと、しっぽを捕ってきて、そのあと現地でのイノシシ、シカの処理をどのようにしているのか、環境汚染にも繋がると思います。

そういった中で、この前本議会で聞いた4ヶ所あると聞いております。山都町でもそういった中で、やはり前向きに検討していくというふうなことがあるんですね。

やはりそういった中で、折角の地域活用資源を生かさない手はないと思うんですが、今後そういった取り組みが必要だと、全国的にジビエって何だと言われる方もいらっしゃると思うので、そういった中でジビエを浸透させていく良いことだと思いますが、いかがでございますか。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 観光の食という部分については、非常に有効ではないかなと思います。

今、熊本県内でやっておられる町村につきましては、観光地ではないような所が多いみた

いで、新たな地域おこしの一環としてされているのではないかと思います。

今後、もっと資料を集めて、阿蘇でどのようなかたちになるか等も検討してみたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 森元君。

○6番（森元秀一君） 一つのこと、まちおこし、地域おこしになるということがあるので、これは腕比べですから、その中で阿蘇はこの自然の中で、そういった取り組みをしっかりとやっていくことも大事だと思いますので、宜しくお願い致します。

続きまして、3番目、最後になりますが、青少年のインターネット依存の対策についてということ伺いたいと思います。

厚生労働省は、中高生によるインターネット依存に関する調査を、全国の中高生を対象に実施しました。調査では、問題や不安から逃げるためのネットを使うなど、8問中5問以上当てはまると依存度が高いと分類して、その割合は中学生が6%、高校生が9%、中高校生が全体の8%となっております。全国の中高生の数、計算すると約52万人と推定できます。また、男女別では女子が10%、男子が6%、女子の高い理由はチャットやメールを多く使うためと言われております。

日常生活では、健康の影響は、睡眠の質が悪いが59%、依存がない人の2倍近くなる、午前中に調子が悪いが24%と、依存がない人の3倍近くとなっております。

ネット依存の問題点は、昼夜逆転などによる不登校や欠勤、成績低下、ひきこもり等ばかりではなく、睡眠障害やうつ病になるなど精神面でのトラブルも引き起こすとか、視力の低下や、長時間動かないことで10代でも筋力低下や骨粗鬆症といった、身体症状の悪化を招く恐れもあります。

こういった中で、青少年に防止のかたちで、保護者・教師ともしっかり啓発して、子どもたちに怖さをしっかりと認識させることが重要だと思いますが、平成25年8月に総務省が調査報告を出しています。

その調査報告の所見と、また一刻も早く、保護者・教師へ依存のサインを見逃さないような啓発など、ネット依存を出さない取り組みについて、伺いたいと思います。

あまり時間がないので、その時間内で結構ですからお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 総務省が出しております、青少年のインターネット利用と依存傾向に関する調査についての所見でございますけども、阿蘇市でも携帯電話やスマートフォンを持つ児童生徒の数が、年々増加をしている現状でございます。

調査報告書で指摘されておりますように、インターネット利用の拡大によりまして、睡眠時間が不規則になったり、また勉強時間がそれに伴って減ったり、或いはいじめ問題につながったり、最近では、人吉で起きましかれども犯罪被害に巻き込まれるといったような事態も発生しておりまして、やはりこれも、子どもたちへの悪影響を危惧しているところでございます。

ネット依存者を出さない取り組みでございますけれども、阿蘇市内の小中学生のスマート

フォン・携帯電話の所有率ですが、7月末現在で小学生が約32%、中学生が約35%となっております。

また、直近の調査で、中学校3年生でメールや通話を1日2時間以上使用する生徒が約30%というような現状でありまして、やはり学校での指導と共に、家庭での指導も重要と考えておりまして、PTA総会等で保護者向けの講習会を開催し、携帯電話を買い与える時は有害サイトに繋がらないようなフィルタリングを是非つけるように、また使用のルール作りをするように校長会で指導しております。

また、長時間の使用、或いは夜間の使用については、お手元にPTAの申し合わせ事項を配っておりますが、つい先日、校長会とPTA連絡協議会で話し合いをしまして、このようなことで、阿蘇市のPTAはみんなで守っていこうということで配ったところでございます。

ただ、なかなか親だけの押しつけではいけませんので、今後、児童会や生徒会で、これについてしっかり話し合いをさせて、自分たちでも、しっかりこの件について問題を把握しルール作りをしていって、親子で一体となって問題に巻き込まれないような対策を取っていきたいと考えております。

この問題は、やはり家庭、学校が連携して取り組む必要があると考えておりますので、犯罪に巻き込まれたり、ネット依存者を出さないように、今後とも周知啓発に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 森元君。

○6番（森元秀一君） 我が国の少子化と人口減少が進行する中、インターネット依存の傾向は青少年の健全な育成の妨げとも考えられます。未来を担う若年層に対して、適切な対策が必要になってきます。よって、今後の依存増加傾向を防止するために、市としてしっかりとした取り組みがあつて、青少年がしっかりとしたかたちで育成していくような取り組みをお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。

どうも、宜しくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 6番議員、森元秀一君の一般質問が終わりました。

続きまして、7番議員、河崎徳雄君の一般質問を許します。

7番議員、河崎徳雄君。

○7番（河崎徳雄君） 7番議員、河崎でございます。

一般質問を致します。

通告にしてある通りでございますけれども、防災消防ヘリコプター・ドクターヘリの離発着陸について、地域の緊急医療体制の強化ということで、防災ヘリ・ドクターヘリが導入されています。治療開始の時間の短縮ということで、傷病者、並びに患者の救命、及び後遺症の軽減等を図っております。

25年度実績で、阿蘇広域全体で34ヶ所、阿蘇市内で17ヶ所の離発着場があります。そういう広域の中で190回、阿蘇市内で79回出動しております。救命治療がされている、重要な

役割を果たしております。

そのような中で、新しい病院にヘリが着陸しないということを聞いておりますが、着陸しております。

そういうことで、まとめて質問致します。

要請に基づいて、何回、離発着できなかったのか、離発着できなかった理由は何なのか、対処策はどのようにされたのかを、まずはご質問致します。

○議長（阿南誠蔵君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

まず、新生の阿蘇医療センターの方にヘリポートを設置致しましたが、離発着できなかったことはありません。

ただ、運航管理を行っています消防本部と、熊本県防災消防航空センターの判断で、見合わせられたことはあります。

経緯は、今もう議員がお話されましたが、防災消防ヘリ・ドクターヘリは、通常、病院間の搬送におきましては、防災消防ヘリが運航されておりますが、これにつきましては、まず搬送先の医療機関と当医療センターが協議を行いまして、そういった話し合いをします。防災消防ヘリを使って運ぼうというお話になった後に、消防本部に要請を依頼して、消防本部が県防災消防航空センターの方にヘリ出動要請をするというのが仕組みになっておりますが、ヘリポートを使用しなかった理由につきましては、本体の構造上の問題等は一切ありません。

竣工引き渡しのありました8月1日から、場外離発着場と致しまして緊急時の使用は可能でした。

ただ、今申し上げたような仕組みの中で、システムの中で、常設の場外離発着場として今後運用していく中で、運用上の課題として、防災消防ヘリ離発着時の粉じん対策等につきまして、所管する熊本県防災消防航空センターと協議をしておりましたので、そういった中で消防本部と航空センターの協議の中で、当病院のヘリポートの使用を見合わせたというふうに聞いております。

対策につきましては、問題が粉じん対策ということで言うてありましたので、ヘリポート周辺の緑地帯に、当初は芝の種を撒いて発芽を待っていましたが、夏場の長雨とかで発芽が遅れたことも一因ですが、野芝を張って対処して既にそれは終了しております。また併せて、粉じん対策の一環であります。ヘリポート周辺の車両に被害が及ぶ恐れがあるということで、それについては職員専用として、なおかつヘリの到着時は車両を移動するというのを院内でルール化を致しまして、防災消防ヘリの着陸時には速やかに対処するという事で対応しております。

○議長（阿南誠蔵君） 河崎君。

○7番（河崎徳雄君） 詳しく説明がありましたけれども、局長、どうしても理解できない訳ですね。やっぱり、着陸しなかったというのは事実だと思います。それは認識の違いとか、難しいですね、私は着陸しなかったと申しますけれども、局長は着陸されないことはなかった、それは構造上とか許可は出ております。そういうことで、着陸しなかったということは

事実だと私は認識を致します。

その上で、また質問致しますが、対策で今言われましたけれども、当然ここにはパイロットもおられましたけれども、操縦士パイロットの権限で飛行の中止、及び目的地の変更は出来るということでもあります。そういうことで、パイロットの人達にやっぱり認められる基地でなければならないとじゃなかろうかと、そのためには、今言われたように、対応はされております。私も現場は、何回も見ております。なかなか、張芝をしても、普通だったら張芝の上にあの工法だったら、本当に役所仕事で事を済ませているだけです。張芝は普通の工法だったら、あの上に杭を刺します、飛ばないように。それは土木関係に聞いて下さい。

それともう一つは、職員以外の駐車場、禁止の看板が立っております。私は、あの看板も理解に苦しみます。花壇の向こうに立っております。職員の方々は理解するかもしれませんが、一般の方々は理解しにくいです。もう一度、見て下さい。

私は、職員専用の駐車場の辺りを、道路交通法は適用しないと思いますので、道路表示をしたらいかがかと思います。

2つ申し上げましたけれども、私は、何か役所仕事だなと思っております。

それについていかがでしょう。

○議長（阿南誠蔵君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 対策の野芝を張りしましたことは、何回も申し上げますが、県の防災消防航空センターの担当の方と対策として協議致しまして、芝を張ることで宜しいと、なおかつ杭を打つこと自体が、確かに固定するということではそうかもしれませんが、逆に杭が飛ぶという恐れもあるというようなこともあって、それは芝を張ることで宜しいということで協議が終わっておりますので、当然、それに基づいて芝を張ったということでございます

それと、看板につきましては、職員の駐車場として利用して、車の移動を速やかに行うという対策をとったということで、それでもうそこまで良かったんですが、万が一、一般の患者様、或いはお見舞いに来られた方々が、もし分からずに利用されて、その結果、申し遅れましたが、職員は院内放送で車両の移動を促します。なおかつ、全てキーを事務局で預かっておりますので、もし、不在の職員がいて分からない人がいても、その車両は他の者が移動させますので解決しておりますが、それが部外者の方であれば、そのキーを預かったり出来ませんので、万が一のことを考えまして、ちゃんと固定をした看板を立てさせていただいたということでございます。ヘリ到着時には、そういった恐れがありますのでご遠慮下さいということで立てております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 河崎君。

○7番（河崎徳雄君） 局長が、今説明されましたけれども、折角そういうふうに本当に、立派な対応をされております。しかし、民間人から見れば、本当のお役所仕事だと、失礼なことですけどもそのように認識を致します。

再度、道路表示あたりも、杭あたりも検討の余地があるのではないかと考えておりますの

で、必要があれば検討をしていただきたいと思います。

これで、終わります。

続きまして、然についてですが、然ということ頻りに聞きますけれども、これもう予算等で分かっておりますが、入湯税の目的税でございます。

そういうことで、入湯税が然に使われた割合を示していただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） それでは、お答え致します。

25 年度の入湯税でございますが、4,243 万 5,420 円が入湯税でございます、そのうちの 2,806 万 6,405 円が然事業に使われております。

○議長（阿南誠蔵君） 河崎君。

○7 番（河崎徳雄君） 然事業に 2,594 万円ですね、そういうことで、多額な費用を使われておりますけれども、効果も出ていると思います。

主な事業内容と、事業費の明細を、詳細に説明をお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 25 年の委託の内訳を説明致します。

ブランド構築の企画と監修に 205 万円、ネーミングロゴ開発と製作に 175 万 5,771 円、それと撮影取材インタビュー等の旅費が 433 万 1,191 円、ポスターデザイン印刷加工に 814 万円、冊子の然ブックの編集デザインで 85 万円、認定証パンフレット広報誌等デザインデータ作成で 67 万円、ホームページ作成・サーバーレンタル料・管理料で 210 万 7,800 円、それと撮影費で写真家の内藤忠行氏が阿蘇に来られて撮影された分が 200 万円、それと富士フィルム写真展のプリント額等々が 280 万円と、消費税が 123 万 5,238 円でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 河崎君。

○7 番（河崎徳雄君） 明細をお聞き致しましたけれども、本当に多額な予算が使われていると思いますけれども、費用対効果については評価する部分もたくさんあります。

そういう中で、この冊子をざっと全部、目を通してみますと、一言一言が素晴らしい訳ですね。文言とか言葉が素晴らしいと思っております。発想が違うなど、私も驚いておりますけれども、写真についても内藤忠行さんという写真家らしいけど、百数名の写真、体育館で展示会がありましたですね、あの展示会も観覧してみました。本当に笑顔が素晴らしい写真だと思っております。

然を監修しているクリエイティブハウスクリップ、これはどのような会社ですか、コンサルですか。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） こちらのクリエイティブハウスクリップでございますが、こちらは所在する場所は東京都渋谷区にあります広告・制作会社です。

今までやられている仕事としては、アサヒビール、富士フィルム、オリンパス、ミサワホーム、ロッテとかですね、多くの大手企業と現在もやられているところでございます。こちらは、現在進行形で今やられていまして、こうした企業の広告、販促物、各種商品のロゴで

すね、コピー、パッケージデザイン、パンフレット、ポスター等、ホームページ等も制作されておりまして、この会社が出来て 26 年とお聞きしておりますので、この場所で 26 年ありまして、これらの著名な企業と事業をされているということで、非常に実績のある会社でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 河崎君。

○7 番（河崎徳雄君） とても素晴らしい会社だと思っております。

然の目的かもしれませんが、色々目的があると思いますけれども、人を売ると、ブランド作りで売るという素晴らしい発想ですけれども、然の参加者は 100 名か 108 名か何名か分かりませんが、その中に、職員から吉良課長聞きました、これは 100 人に限定するのかわという私は初歩的な質問をした訳ですね、そしたら 100 というのは、沢山だという意味でございますと、さっき言いましたように、この中の文言は素晴らしい解釈が色々されます。

そういうことで、加入者は、まずこの参加者は、然の参加、加入、応募はどのようなかたちで市民に知らせめたのですかね。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 当初は、今までの私どもがイベント等をした中で、参加していただいた方、特に地元阿蘇の殆ど阿蘇の人でございますし、そういう方々を、自薦他薦の中で選んでおりまして、現在も広報誌等で募集しているところでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 河崎君。

○7 番（河崎徳雄君） このメンバーに、私の知り合い沢山おりますけれども、あなたはどうしてこの然に選ばれたのかと質問してみると、何でかなと分からない人もいます。

しかし、そういう人もおられるかもしれませんが、今から啓発して行けばいいんじゃないかなろうかと思っておりますけれども、私が言いたいのは、かねがね課長にはいつておりますけれども、この阿蘇には、市長さんもよくご存知ですけれども、阿蘇肥後と言え、赤牛、草原の赤牛ですね、ヘルシーな赤牛。それと、高菜ですね。それはもう、羽田空港に沢山行かれると思いますけれども、全国に散らばるお新香、漬物はやっぱり野沢菜が主流です。そういうところを捨てて、長野の人が阿蘇の高菜を称賛する訳ですね、素晴らしい品物だと。そういうことで、高菜の振興。それとこの前ありましたように、波野の高原そばですね。赤牛、高菜、高原そばの農家あたりを、是非このメンバーに入れてもらって、然の活動の中に入れてもらえないだろうかというお願いを致します。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） ただ今ですね、赤牛関係はお肉屋さんも含めて 12 名程度と、それと漬物関係が 3 名、3 団体。おっしゃるとおり、そばの方がいらっしゃる。また地元の方等に話して、いいんですけど、そういうところが自薦他薦があったら、まず、ご一報いただくと取材にまいりたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 河崎君。

○7 番（河崎徳雄君） 推薦もしますけれども、是非、そういう赤牛に携わる飼育農家とか、

高菜の生産組合あたりがあれば、是非、私も薦めますけれども、温かく受けていただきたいと思います。

それで、然ドリンクのお茶とか苺ですね、当然、然のメンバーだろうとは思っておりますけれども、どなたですかね。これ個人情報はないと思いますけれども、どの農家の農産物だということを、差し支えがなければ言っていただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 当然、茶葉と苺についても、その本の中に入っております然のメンバーでございますが、お茶については、長田さん。苺については、中山さんという方たちで、長田さんは坂梨の方で、苺はいこいの村の下のカップルズさんというところの苺でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 河崎君。

○7番（河崎徳雄君） お茶の長田さんは、坂梨じゃありませんよ、ちょっと確認しといて、大体でいい。

では続きまして、カフェの然が新聞紙上で見ました、カフェ然というのがオープンされております。その中に興味のある言葉で、阿蘇市にブランド使用料を支払うと書いてあります。この、ブランド使用料を支払うと書いてありますけれども、新聞もよく間違っただけでも書きますから、よく確認していただきたいと思いますけれども、この支払う、受ける、どこに受けるのか、受ける場所は、そういう要項、要領、規則、規約等があるのかを、お尋ね致します。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） その新聞に書いてあることは、本当でございます。

それは、然の実行委員会の中に規則を設けまして、そこで受けるようになっております。

ちなみに、然のシール等を貼る方は、当初は2万円です。次年度から1万円でございまして、多分そこに書いてあるカフェショップ然は10万円だったと思います。

なぜかと言いますと、一番恐ろしいのが、非常にこの中の然で、色んなところからお問い合わせがあったのは、然のシールが貼った農産物が欲しいとか、食材が欲しいとかいう話になりまして、我々が一番怖いのは、それやられた時に、他所から買った商品とかにペタペタ貼られてですね、シールはございますもんで、それでペタペタ貼って出されると、全然区別が出来ませんし、それ以外の物を出されて何かありますと、非常に然のイメージも壊れますのでそういうかたちでやっております。

ですから、その費用は発生致します。

○議長（阿南誠蔵君） 河崎君。

○7番（河崎徳雄君） そういう協議会の中で、要項、要領等については定めてある訳ですか。

これ百数名の方が、そういう販売等で認定してもらえれば、そういう受け入れ機関を正式に受けられるような体制をとっているのかということを質問致します。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） その方達に何度か寄っていただいて、そこでそのシールを貼って販売される場合は費用が必要でございます。ただ、必要でないという方は、それにお金を払う必要はないし、ただそういう然のシールとかは貼って出さないで下さいと。

基本的にブランド管理でございますので、何を出すとかいうのまで書いていただきますので、その中で管理というとちょっと大げさですけど、把握させていただくようなかたちで。

それと今後、今、入湯税で使っておりますが、そういうのが増えれば、運用経費も若干ではございますが賄えるというかたちで考えた次第でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 河崎君。

○7番（河崎徳雄君） もう1つ、先程漏れておりましたけれども、このお茶、苺のドリンクですね、これの販売者は温泉旅館組合とかなっておりますけれども、販売者はどなたですかね。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） それも、温泉旅館組合さんと一緒にございます。ペットボトルに印刷してございます。

○議長（阿南誠蔵君） 河崎君。

○7番（河崎徳雄君） この然を、沢山の市民に読まれていると思いますけれども、本当に色々な深い解釈も出来ます。

そういうことで、課長にはこの前、経済常任委員会で私は然より、極端に言いますと、あの時まで認識が浅くございました。そういうことで、然も、私は景観の方が大事だと思いましたが、この中でも、やっぱり景観の重要性は謳っております。

そういうことで、然と景観が、両輪で阿蘇観光に役買っていただきたいと思いますと思いますけれども、その中で、この前、この夏に運行してあります旅館組合あたりがしておりますカルデラバスですね。あれで、いつも課長にはお話ししますが、阿蘇はやっぱり然ドリンク、然、必要ですよ。然を基本に、阿蘇内外に売っていただきたいと思います。それと、私は土台である阿蘇の観光は昔の古い人間ですから、土台は景観と位置付けております。

その中に、景観がやっぱり、この前カルデラバスで見学に行ってきました。そしてところが、景観が昔から比べるとイマイチなんです。そういうことで、例えば、宮原のなべづる線の上とか、城山の上とか、そういう所あたりの雑木もあります。雑木あたりを切るとか、費用は旅館組合の金ですよ、市の別な金ではなくて。

それと、やっぱり経済林業もあります。スギ、ヒノキも時たまありますけれども、全部刈るじゃなくて、見通しがチラチラとこう、何でも世の中チラチラと見るぐらいが一番魅力を感じる訳ですよ。そういうことで、出来たら旅館組合あたりの人にも、そういう景観を良くすることも、この入湯税の予算、まだ1,200～1,300万円他にありますので、そのあたりでも活用して、景観も重要視していただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 只今の件は、市の観光行政と、それと民間の団体でございます観光協会旅館組合にも、阿蘇ということで一緒に歩調を合わせた動きをしたいと

思います。

それと、ちょっとお時間いただけますか。

然の定義ということが、あるがままということと、人と自然が共作する阿蘇ということで、基本的に、この空間、この自然、肥沃な土地と清冽な水ということで、これがある上に成り立っております。それに、人と自然が共作するというかたちになっておりますので、どちらも大変重要なものと思っております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 河崎君。

○7番（河崎徳雄君） 然については、本当に今言われたとおりです。この然の位置付けが自然も人も文化もです。そういうことで、これを機会に、更に内外にこの資源を売って、観光客誘致に努めていただきたいと思います。

それで、一番言いたかったのは、赤牛とか高菜とか、そばあたりを出来れば然に認定してもらいたいと思っておりますので、その時は宜しく願います、ではなくて是非。

まあ是非、宜しく願ひ致します。

続きまして、3番目の質問で、新聞の切り抜きで地下水を育む農業の推進（地下水涵養）となっております。

それで、今般「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」というのが出来ております。この法律において、農業の有する多面的機能とはということで、国土保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観、先程言いました景観等々の発揮と促進と推進することになっております。

これを受けて、熊本県も条例が出来ております。地方創生とか、たくさん地方再生とか言われますけれども、地方の熱意や実勢で、自主性を基本として全国一律の枠にはめるではなく、全国一律の手法はとらないと。各自治体の創意工夫で頑張らなさいということでございます。

そういう観点から、新たな農政、農政はその時々、やっぱり本山課長は、米・麦・大豆と言うかもしれんばってんが、その時々、やっぱり変わらないといかん訳ですね。そういうことで、新たな農政を阿蘇市から発信していただきたいと思います。

この要望は、農協とか農業団体とか県とか一緒になって、この農政運動を展開していただきたいと思ひます。と言ひますのも、この約4,000町もある阿蘇のカルデラの水田に主食用の米は勿論ですけども、いま流行りのWCS。ただでさえ今、1,000町近く植わっていると思ひますけれど、更にWCS等との拡大で農家の所得向上と。ちょっと話はまた戻ります、吉良課長のところに戻りますけれども、カルデラバスですね、あれが阿蘇のカルデラは、熊本市の水瓶だとなっている訳ですね。そういうことで、もう一口付けて九州、熊本ばかりじゃない、熊本には水はいきよらんきやらんでいいんです。九州の水瓶だということを、お客さん達にも触れていただきたいと思います。

そういうことで、本山課長に質問ですけども、そういう主食用の米は勿論ですけども、WCS等を更に拡大して農家の所得向上と、市長さんにも願ひしておりますけれども、九

州の水瓶だと、このカルデラの水田涵養がですね、そういうことに位置付けて是非、推進をしていただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、お答えします。

いま、市議が言われましたように、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」ということで、これはこれまで、農地水中山間、環境保全型の農業、これが法律化されたものでございます。

先程、熊本県が今後、年内に条例化するというのは、この法律を受けて熊本県は地下水と土地、土を育む農業の推進ということで、今の熊本グリーン農業を基本に、更に加速させて、地下水と土を 50 年先、或いは 100 年先を見据えた条例化をするということで、その中に涵養機能の高い水田農業を再生していこうということで、市議がおっしゃった、阿蘇で水を利用した営農をするべきだということでおっしゃったと思います。

本市におきましては、最近WC Sが多いということで、水田面積が 4,400ha あるうちの主食用が今 2,433ha 作付けがあります。それから、飼料用米、加工用米が 34ha、それからWC Sが 976ha ということで、7 割がそういったかたちで、今市議が言われたことからすれば、貢献しているということはおっしゃるとおりでございます。

ただ、私がさっき、米、麦とか大豆という話はしましたが、今、要はWC Sが多いのはやはり 8 万円という魅力があって作付けをされております。要は、価格が 1 万円になろうとしている時に、今のWC Sであれば 8 万円。それから裏作で 1 万 5,000 円、それから堆肥を撒くと 1 万 3,000 円です。もう、10 万 8,000 円貰えます。それと、田を植えたら、結局、8 俵田としても 1 万円ちょっとで、それからコンバインで乾燥して、米磨りして出すということになると、経費がいっぱいかかります。誰が考えても、WC Sが良いです。そういうことでされているんですが、やはりこれが本当に 8 万円が続くかというのは全く見えません。

私達が言いたいのは、やはり補助金に頼らなくても、やはり阿蘇市の方向性を見出すためには、やはり米は消費されない訳です。なかなか食べない訳ですから、米の値段が上がるといのはもう期待出来ません。

そういったかたちで、再生協会と協議をしながら、やはり米・麦・大豆のブロックローテーションで、収益性の高いものでやっていこうと、そういう訳で暗渠排水等も国の補助を使いながらやっていくということです、やはりその辺の方向性は変えたくないというふうに思っております。

ただ、言われるとおり、涵養という意味では、阿蘇も大事な地域でございます。そういった貢献は、今はしているんですが、やはり最終的には農家の所得だと思っていますので、やっぱりそういったかたちで、作付け体系をやっぱり考えていくべきであるというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 河崎君。

○7 番（河崎徳雄君） 立派な答弁をいただきました。ありがとうございます。

関係機関、先程、農協とか土地改良とか一緒になって、そういう農政の難しいところはあ

りますけれども、更に農家の所得が多くなるように、頑張っていただきたいと思います。

これで、全体の質問を終わります。

どうも、お疲れでした。

○議長（阿南誠蔵君） 7 番議員、河崎徳雄君の一般質問が終わりました。

お諮り致します。

暫時休憩をしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 暫時休憩を致します。

10 分程度お願い致します。

午後 3 時 24 分 休憩

午後 3 時 33 分 再開

○議長（阿南誠蔵君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1 番議員、谷崎利浩君の一般質問を許します。

谷崎君。

○1 番（谷崎利浩君） 1 番議員、谷崎です。

今日最後の質問となります。気合いを入れていきたいと思いますので、どうぞ宜しくお願い致します。

通告書に従い、一般質問を始めさせていただきます。

通告書で 1 番、阿蘇医療センターについてということで質問していきます。

8 月 6 日に開院されまして、本当におめでとうございます。多くの市民が新しい病院、特に救急の二次医療の内容が充実している病院が出来まして、市民が非常に期待をしております。そういった中で、期待が大きい分、多くの患者さんも詰めかけ、多少混乱もあるように思われます。期待が大きい分、苦情も結構きております。

このことについて、きちんと対応して、後からも述べますけれども、償還金、繰入金含めて財政にも直結してくる内容もございますので、医療センターがちゃんと黒字化していけるように、今のうちから対応していただくように質問をやっていきたいと思います。

本質的な問題というのは、医師不足というのが、やはり問題になるとは思いますが、そういったのも含めて質問をしていきます。

今、一般の患者さんから聞かれている苦情の中に、色々ございますけれども、一番苦情が多いのは待ち時間が長いということでございます。その待ち時間が長いということに対して、実は 4 月、3 月の時点からもう聞いておりました。その時に、事務局長なり、院長なりにお聞きしました時には、予約制にしましたと。予約制にしましたので、1～2 ヶ月、まあ 2～3 ヶ月したら、ちゃんと回るようになりますというお答えでした。

ところが 9 月になりまして、「3 時間待った、4 時間待った。」、口の悪い人に言わせると、「もう弁当持っていかなと診察に行かれん。」とか、そういった方もいます。中には、「病院

替えるぞ。」とか言われる方もおられます。そうであっては困りますので、ちゃんと黒字化、目標達成していかないといけませんので、そういった意味で、個々を改善していかなければなりません。

何故、待ち時間が長くなったのか、混乱も含めて説明したいところはあると思いますけれども、その待ち時間が長くなった理由、そして、更にもっと言うならば、早く終わったという患者さんもおられます。長いという患者さんもおられます。おそらくは、診療科目の科によって違うんだと思います。だから、その各科の待ち時間、時間自体は出せないかもしれませんが、各科ごと状況が違うと思いますので、それらも含めて長くなった説明をお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、8月6日の開院以降から、今議員がおっしゃいましたように、市民の皆様方のご期待と負託に応えていかなければならないということで自覚しております。

なお、いま喫緊の課題であります、その待ち時間のことですね。まず、申し訳ございませんが、診療科ごとの数字は出ておりません。

ただ、ご期待の裏付けといいますか、一応、8月で一旦めましたので、ちょっと今日ご報告できる数字がありますので、とりあえず、先にそれをご報告させていただきたいと思いますが、8月診療日が19日間ございました。ここで、延べ2,908名の外来患者様に来ていただいております。一日の診療日に直しますと、一日当たり153名ということで来ていただきました。

なお、この中で特筆すべきことが、新患の初診の患者様が736名。一日当たり39名来ていただくことになりまして、それもお期待の裏付けかと思っておりますが、今申し上げましたように、そういうことで来院患者様が増えたということと、それは喜ばしいことなんですが、申し訳ないということにつきましては、導入しました電子カルテや各種システムの操作の不慣れ、これはもう事実でございますので、そういった不慣れですね。

ただ、カスタマイズと言いまして、仕様変更というのがございます。電子カルテとか、その他導入しましたシステムが、いわゆる標準的なシステムをまず導入したものですから、カスタマイズと言いまして、ソフトウェアの設計や設定を調整させていただき、阿蘇医療センターの独自の事情に合わせた処理しやすいように改善するというのを、これは運用しながらということでございますので、そういったこともしたために結果としまして、外来でこられた患者様の待ち時間が、今おっしゃられたような、かなり長時間になられた方もいらっしゃったということで、大変申し訳なく思っております。

ただ、患者様の待ち時間云々につきましては、その患者様の診療内容、例えば検査を受けられてから診察をされる。或いは、検査はないとかですね。色々そのそれにもよりますので、ケースバイケースで、かなり長くなられた方もいらっしゃったし、比較的そうでない方もいらっしゃるということだと思っておりますが、議員おっしゃられましたとおり、その中でも、特に整形外科、リハビリテーション科、皮膚科、この3科を受診される患者様が多い故

に、待ち時間が長くなっております。

どうしてかと言いますと、専門医ということで診療が特定されております。皮膚科におきましては、週 1 回月曜午前中のみ、整形外科におきましては週 1 回金曜のみ、リハビリテーション科におきましては週 1 回水曜のみというような状況でございますので、先程、延べ人数で申し上げましたが、8 月のそれぞれの曜日ごとに、一番多く外来患者様が来られた曜日があります。

まず、月曜日が 179 名。これは、8 月 25 日でした。これは、皮膚科がある日です。火曜日は 106 名。水曜日は 186 名。これはリハビリ科がある曜日でございます。8 月 20 日でございます。木曜日が 120 名。金曜日が 156 名。これは、整形外科がある日でございます。8 月 22 日、金曜日でございます。

今申し上げましたように、そういったように、専門医の先生がお見えになる曜日が特定してあるという故に、当然そこに患者様が集中されるという結果になっているのだらうと思っております。

あと、ここで申し上げて良いか分かりませんが、当然ですが、全職員を掲げて、院長の指示のもと、何とか待ち時間の短縮を図るということで対策を講じております。

予約の導入も一つその原因になったのかもしれませんが、それはそうかもしれませんが、あと病院開院時点では、来られた患者様の内容を、例えば薬の処方のみだとか、傷の手当てだけとか、リハビリを受けにきただけとか、検査にきただけとか。そういったのが押し並べて、その患者様の情報が不足しておりまして、一概に言いますと、本来、診察時間が長くなる患者様も短時間で終わる患者様も、結果的に同じような待たせ方をしてしまったというのがございますが、呼び込み調整と言いまして、その日の診療内容を事前に把握致しまして、追い越されるというのは、あまり患者様にとっては良くないことかもしれませんが、それが結果として全体的に、待ち時間の短縮に繋がるということになれば、そういうかたちでの呼び込み調整もさせていただいておりますし、何回も申し上げますが、色んなシステムの改修も逐次させていただいておりますので、一応、直近の状況でいきますと 8 月 25 日月曜日なんですけど 139 名の外来患者様がお見えになられまして、およそ平均と致しまして 136 分、2 時間強お待ちいただいておりますが、9 月 8 日、同じく月曜日です。外来患者数は 150 名ということで増えておりますが、平均の待ち時間が 75 分ということで、そこまでは今きております。これで良しではありませんので、これからも極力、早い段階で、更に待ち時間の短縮化を計り、患者様の方にそういった長く待たされたというようなことを思われないように対応したいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1 番（谷崎利浩君） 色々、説明がございまして、後の質問に対する説明もございましたけども、とにかく、昨日テレビ見てたら、ある蕎麦屋さんに入ったら、すぐ何秒かで蕎麦が出てきたとかそういったテレビがあってましたけれど、そこまでなくてもいいですけど、やはり、ある程度、他の病院と比べて同じくらいの待ち時間までにはなってほしいと思います。

私の方も原因として聞くとところによると、先程言われました、週に 1 回の午前中の専門医

の所に鍼寄せがくるという話も聞きました。月1であってリウマチとか、乳腺内科とかは、月1で先生方がお休みされた時は2カ月に1回になってしまって、そうなるとう中央病院には行く必要がなくなるんじゃないかとか言われる方もおられました。

また、広報あその方で、診療科目の一覧表がありましたけども、内科がやっぱり水・木・金とか、午後は先生がおられなくて休診になってて、患者さんが来られて申し込んでも先生がおられませんからという対応があったというふうなことも聞いています。

基本的には医師が足りないというところになると思うですけど、そこら辺りは認識されてますでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 十分、認識はしております。

非常勤の先生の専門医のところにつきましても、単純に言えば、診療日を増やすとか診療時間を増やすとか、出来ればそう対応したいところなんですけど、なかなか来ていただく先生方のご都合とかそういったのもございまして、これもまた後ほどになるかもしれませんが、主に熊大の方からご配慮をいただきまして来ておられるところもありますので、その調整が今後お願いして、そういう時間とか曜日を増やせば、それは良いことだと思っておりますし、月1回のリウマチ膠原病内科は、くまもと森都総合病院の中村先生です。あと月1回、第3水曜の乳腺内分泌内科は、これは主に乳ガンの化学療法をご専門の熊大の先生に来ていただいているところなんですけど、乳腺内分泌の岩瀬先生はまだお休みされたことはございませんが、リウマチの中村先生は、突発的なことでちょっと1回お休みされたという事実はあります。

ただ、基本的にこちらは、どちらも予約を取っておりますし、もしそういう事であれば、患者様には事前にきちんとご連絡を差し上げて「どうされますか。」というような事もお尋ねをしております、極力ご迷惑を掛けないように、病院としても対処しているところでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） それで、これは県のホームページの熊本の医師の数なんですけども、医師が4,679人ですね、熊本県全体で。それで、リウマチ科になると6名しかおられません。熊本市におられるのが3名です。その3名のうちから、1人の方が来ていただいているんだと思います。

整形外科においても、県内が372人で熊本市におられるのが199人。その中で開業医と大きな病院の整形外科を引いた時に、こちらに常勤医として来ていただける先生を探すというのは、なかなか難しい問題だと思いますけど、それには取組んでいただきたいと思います。

どちらにしろ、患者様が多い中で、医師が昼食も食べれずに診察されているという話も聞いております。それは、医者にとっては敬遠に繋がるんじゃないかというふうに心配しております。どちらにしろ、悪評がたつて、病院に行かないという事になる前に、早く対処していただきたいと思います。

それで、医師不足というのは前から言われておりますけど、大体、建設決断時に医師確保の確約というのは無かったのかというのを伺いたいんですが、市長も含めて執行部、色んな方がどこかで「医師が足りない。」ということは耳にして、きつい思いはされてると思うんですが、そもそもどちら側と医師の確保の約束をしたりとか、最初、大体どういう話で進んでいたのか、それについてご説明をお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

建設決断時、医師確保の確約とか無かったのかというご質問でしたが、熊大病院の方に医師派遣、そして運営につきましても、出来る限り協力をお願いするし、協力していただくというような同意を得て進めさせていただいております。

例えば、一例を挙げますと、現在、事業管理者になっておられます甲斐院長も、熊大病院の脳外科部長の立場から当院の方へ着任されておりますし、また先程申し上げましたように、色んな非常勤の先生ですね、そういったのもそれぞれの医局の方からご配慮していただくということで、ご支援をいただいているところでございます。

ただ、ちょっと残念だったのが、本年3月にお二人、4月末にお一人、常勤の先生がお辞めになられました。その結果、7名いらっしゃった先生が4名になってしまったという非常事態を迎えたわけなんですけど、これにつきましては、お一人の先生の異動は分かったことなんですけど、お二人の先生については、急にお辞めになるという意思表示があって、それはちょっと慰留をお願いしたんですが、慰留していただけなかったという事も、現在、医師不足を招いてる一因と考えております。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） では、次の現在、医師確保の現場責任者は誰か、というところに移ります。現場で動いておられる方は、どなたですかね。

先程、熊大医局との話がありましたが、寄附講座とか医局の人事機能といったのは、機能してるのかどう見られてますか。

○議長（阿南誠蔵君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） はい、お答え致します。

現場責任者は勿論ですが、病院事業管理者の甲斐院長になります。

甲斐院長につきましては、事業管理者就任後、精力的に医師確保に努めていただいております。大学病院の各医局をはじめ、関係機関に積極的に働きかけをしていただいております。

また、大学の医局になりますと、かなり医局の教授という先生のお力でちょっと色々采配されるということもございまして、先生がお知り合いの先生方にも色々お声掛けをされておりますので、即来ていただけるというのが一番ベストなんですけど、そうならなくてもきちんと今、うちの新しくなりました病院を見学していただいて、医療設備、医療機能といったものを見ていただきまして、納得していただいた上で、阿蘇医療センターに来て働いてもいいなというような働きかけを、今、積極的にやられています。

ですので、今後、確実に常勤医師が増えていくと思っております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） 赤塚事務部長は、現場で走り回ってる立場とは違うんでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 責任者ということで、甲斐院長を事業管理者とお答えしましたが、勿論ですが赤塚事務部長も大学の方からお見えになっていただいておりますので、院長と併せて働きかけ、色々大学に対する依頼やっけていただいております。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） あと2点。

医師には、人材派遣業のような、そういった機能を持つてるような会社とかは無いのか。

また、非常勤の日当、大体相場はいくらぐらい。私が聞いたところでは、日当に換算すると7万円くらいだというふうに聞いたりしています。阿蘇医療センターはいくらぐらい、言えないかもしれないですけど、いくらぐらいなのかお尋ねします。

7万円だと、例えば20日で12ヶ月で計算すると1,600万円。常勤医が大体1,500万円くらいかなと思う時に、常勤医になりにくいんじゃないかというふうに思います。10万円だった場合は、年間2,400万円なので、阿蘇では常勤が大体1,500万円くらいと聞いてるんですけど、そういった中で、金額的な比較というものも検討されているのかお伺いします。

○議長（阿南誠蔵君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答え致します。

まず、医師斡旋業者からのセールスというか、働きかけというのがないかということですが、あっております。

いわゆる紹介業というコンサルタントという業種の方がおられまして、色々、常勤の先生方は必要ないですかというようなことで問い合わせがあったり、電話なり訪問なりがあっておりますが、大切な地域医療を担うということになりますので、押並べてそういう先生方が悪いという言い方ではありませんが、今のところはそういった制度と言いますか、当然、多額の費用がかかるという事でございますので、それを使わずに何とか人物重視でやらせていただきたいということでございます。

日当に関しましては、非常勤の先生の日当は、それなりの額はお支払いをさせていただいておりますが、診療時間とかによりまして差異がございます。議員がおっしゃいました額よりも、ちょっと相場が上がってるんじゃないかと思っております。

ただ、こちらの方としまして、言われた額をそのまま出す訳じゃなくて、きちんと交渉はさせていただいておりますし、そういった公立病院として他の病院との兼ね合いもございまして、今現在の正当な額を予算措置をして支払っているところでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） では、次の今後の対策としてに移ります。

今後の対策として、まず1つが、薬をもらいに来るだけの患者さんとか、検査の患者さんとか、それぞれの分け方が出来なかったというのがありますが、あくまでも医療センター

の場合は、メインは救急二次医療が最大の目的になります。

そういった意味で、薬のみの患者さんとか、かかりつけ医を紹介出来るような患者さんとかいうのは、逆紹介というのを積極的にされていったらどうかと思うんですが、その逆紹介のかたちというのは出来上がってますでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えさせていただきます。

逆紹介のかたちは出来ております。

ただ、今のところ、折角うちの病院にお見えになられた患者様ですので、例えば、お薬の処方だけだからというような事は、なかなか先生方もちょっと言われてない気がしますけど、だからといってしていないということではございませんで、必要であれば、薬の処方だけに限らず、色々な大体かかりつけ医ですよ、その先生方の方に逆紹介としてのお手紙を出させていただいた上で「そちらの方におかかり下さい。」ということで、患者様の方にはしております。

それと、二次医療救急ということで、それは病院建設の主目的でございました。一点、その点で担っているというとなんなんですが、救急搬送の患者様を、いわゆる救急車を受け入れたのが、従来 25 年の月平均で 57 台でした。それが、8 月だけで 85 台受け入れておりますので、二次救急医療を担うという部分で、新病院になりまして、その責務を果たしつつあると思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1 番（谷崎利浩君） では時間もありますので、次に移ります。

(2) の繰入金累計記録の必要性に移ります。

アで建設費 49 億円、私はこの 49 億円にこだわります。50 億円じゃなくて 49 億円で収めたという努力は、非常に認めております。

そういった中で、49 億円の内訳については、主要な施策の成果の冊子にありますので、それは聞きませんけども、32 億円の企業債ですね、この種類は財政融資資金となっておりますが、単なる一般銀行からの借り入れなのか、交付税措置とかはあるのか無いのか、それの答えをお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） はい、ありがとうございます。

49 億 8,000 万円という事で、予算措置をさせていただいて、執行させていただいたところですが、その内の財源内訳の起債、病院事業債につきましては、今おっしゃっていただきましたように、地方公共団体向けの財政融資資金でございます。

主な借入先でございますが、国の財務省ですね、手続きは財務局でございますが、借入期間が 30 年間、償還期間が 30 年間で、当初元金は据え置き 5 年と、実質 25 年の償還ということで借り入れをしております。

市中銀行に比べれば、特段に低い率設定がしてあると、1%台ということで、借り入れしました年度ごとによりまして、若干、増減がありますので、ただそれでも 1%台ということで、

非常に病院にとりましても有利な起債としてお借りしているところでございます。

なお、これにつきましては、償還元金については2分の1を、いわゆる一般会計にとりましては交付税措置がしてあるという前提の中で、病院事業会計の方に繰り出しをしていたということですので予定をしております。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） 32億円で30年という事でしたら、大体1億円くらいかなという計算になります。

25年度の単年度で、前回決算がありましたやつで、繰入金が2億7,500万円、それで交付税措置が換算できるのが1億9,000万円と聞いております。たまに7割しか通らなくて、7割くらいになるという話も聞いておりますが、差し引き8,500万円が阿蘇市の手出しということで、それに償還金の1億円が5年後にはのってくるという計算で宜しいでしょうか。

結局、一般財源からの繰出、交付税が入ってそして繰出、その金額が差し引きの償還金額を入れたら2億円近くなると、そういったかたちで考えられえますけどいかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 25年度で申し上げますと、交付税の分も含んで、赤字不足分も含んでます。ですので、2億7,800万円程、繰り出しをしております。

交付税措置、先程1億9,000万円とか言われてましたけど、その部分が一部追加がありましたので、交付税措置としては2億2,500万円あります。従いまして、2億7,800万円に対して交付税の措置分を含めても、約5,000万円くらいは繰出基準外のいわゆる赤字補填というかたちになっております、25年度はですね。これは年度によって変わります。

繰出基準外の繰り出しを行ったのは、平成23年、24年、25年です。それで今、議員が言われたように、建設費の2分の1が繰り出しになった場合、本格的に5年後から元利償還金が始まります。元金が1億円、利息が5,000万円として1億5,000万円の半分、7,500万円を一般会計が病院側に繰り出すと、償還期間中ですね、というふうになります。この半分は交付税で一般会計の方に入ってきます。だから、毎年の償還額の4分の1が交付税措置があります。従いまして、繰出基準で言いますと、平成25年度をベースにしますと交付税措置が2億2,500万円ありますので、これプラス元利償還金の2分の1が増えてくるというふうなかたちになります。

それと、この2億2,500万円交付税措置がある分は、全て繰り出しなさいという訳じゃありません。従いまして、議員が一番最初に言われたように、病院の経営によっては、阿蘇市の本体も非常に危惧されるところもありますが、公営企業でございますので自助努力が必要でございます。そうやってきた時に、病院がやはり黒字化になってくれば、建設費の2分の1はルール通りクリアしますけども、交付税の分でその年度年度によって、病院と協議して額を決めるということが出てくるというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） 基本的には、黒字に越したことはないし、繰入金が交付税算定額以内で納まっていればいいと思います。

ただ、これまでが交付税算定額を超えて出してる場合がございますので、課長の方には一応、この繰入金の累計はいくらかとイの問題でお聞きしてきましたけども、数字が出てればお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 累計ですが、病院の場合は昭和の時代から繰り出しを行っておりますので、一応、合併以降で合計を出させていただきました。

平成 17 年以降で 9 年間、平成 25 年度までで繰出金の合計が約 14 億円です。それで、交付税措置が 13 億円です。

先程、交付税以上に出している部分があるというふうに言われましたが、病院も勿論、黒字の時代もありました。こういう時は、逆に交付税より下回る金額しか繰り出しをしていないという時期もありましたので、それは年度年度で病院と調整したというような状況です。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1 番（谷崎利浩君） 私も、22 年度からの決算書を持っていますので、ざっとした計算をしてみると 9 億円、交付税算定分を 7 億 6,000 万円で考えた時に 1 億 4,000 万円という数字を出しておりました、4 年間で。10 年間で 14 億円で、交付税算定額が 13 億円で、差引 1 億円。要は、持ち出しが 10 年間で 1 億円だったということですね。

おそらく、統合する前の中央病院というのは、黒字の時期もあったと思いますので、逆にプラスがあったのではないかと、昭和の初期から見るとですね。そういった意味で、いいんじゃないかというふうに思います。

ただ、今言われたように、病院がまだ上手く起動しておりません。そういった中で、早く黒字化することがまず願っていますが、そうならなかったとしたら繰出金が増えてきますので、ある一定の歯止めはかけておかないといけない、或いは一定の指標、これ以上は困るよとか、或いはここまでは良いよとかいうような、イエローラインとかレッドラインとか、そういった指標は作った方がいいんじゃないかと思います。

それでウの問題として、今後、繰入金の累計報告をと書いてありますが、まず累計を出して報告してもらって、そして、ある一定の基準、公営企業ですから頑張ってもらわないといけないところがありますので、野放図に繰入金を出すという姿勢ではなくて、このラインで一応は納めときたいという財政課の方からの希望というか、そういったのも作った方がいいのではないかと私は思います。

そういったところに対して、課長としてはどうお考えですか。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えします。

先ほど申しましたとおり、公営企業、ましてや 26 年度からは全部適用になっております。企業としての自助努力を、まず一番最初に見ます。

やはり、この 26 年度というのは、病院にとっても相当厳しいと思います。やはり 27 年度からが、ある程度、真価が問われるところだと思いますので、今までやってきたんですが、毎年の赤字とは違って、資金収支不足というのが出ます。資金収支不足というのが、監査委

員の報告書にもありましたけど、これにやはり赤字になると市の一般会計、特別会計、そういうのに影響しますので、この資金収支不足をゼロにするというのを一つの基本としております。

その関係で、貸付金だったり繰出基準外に出したりとかいうかたちをとっておりますので、まずそこを一つの基準として取り扱う。それで、「今年、赤字が出たから市の方から補填して下さい。」「ならそれで出します。」というかたちじゃなくて、今言われたように収支書を見た上で、そしてまたその成果を見た上で、病院側と協議した上で対応するというかたちを今から取っていきます。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） 私としては、交付税算定額以上のお金は、貸し付けというかたちでやっていただきたいぐらいの思いであります。今後、逆に医療センターが黒字を出して、逆に一般会計を助ける可能性もありますので、それを期待して次の質問に移りたいと思います。課長の方から何かありましたら、いいですか。

じゃあ、次にいきます。

吉良課長、宜しいでしょうか。

2番目、火口の立ち入り規制と経済への影響について。

この前、立ち入り規制がありましたが、非常に業者の方々は困っております。色んな話を聞きます。そういった意味で、規制があつたり解除されたりの繰り返しですが、市としてやはり何か取り組まないといけないのではないかと思います。

そういった中で、案なり対策なりありましたらお答えをお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 立ち入り規制でございますが、25年度等で大体、開放割合は54%くらいになっております。

山上収入という、阿蘇市が運営しております公園道路だけでみますと、最盛期の1割減くらいでございますが、山上全体でひっくるめて、草千里、火口西駅、山頂でございますが、議員がおっしゃってるのは、山頂で個人営業されている方の分と思いますが、以前の阿蘇町当時でも、爆発による閉鎖が続いた時は、対応を全課でやったような記憶もございますが、そのあたりで、ただ期間にもよりますが、現状では草千里関係では、ちょっと売り上げが上がってるような所も出ておるといようなかたちで、ちょっと限定された地域の方が経済的にダメージを受けてるのではないかと考えております。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） 課長の意見としては、限定された地域という事ではありますが、阿蘇の観光としてみた時に、「立ち入り規制がありました」という事で、福岡、東京、あいった所からみた時に、阿蘇自体に入れないんだと勘違いされる方もおられるみたいです。

そういった意味からも、規制になりましたといった時には「規制になりました」だけじゃなくて、「火口から何kmまで行けません。」とか、「何合目までは行けます。」とか、そういったのも必ず付随して、私は報道していただきたいと思うんですけど。

さらに、それによって修学旅行、そういったものも含めて、旅行日程が変わるようなところもあって、案外と色んな所に影響があるんじゃないでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） まず、修学旅行の件ですが、修学旅行は今、火口見学は多分日程に入っていないと思います。

それと、通常行ける時は、何年か前から火口監視の方に電話を入れるようなかたちを取りますので、開いてる時は早朝から行けるようなかたちにしております。

それと、実際の観光統計の入込でいきますと、25年度分については、減ってる状況はございません。私、昨日もちよっと午後から行ってきたんですけど、海外の方も含めてと思いますが、草千里に行ったんですけど、その辺の所は午後4時過ぎまでいましたけど、大変賑わっておられて、今そういう情報そのものは、すぐ伝わってると思います。

一番、直撃されてるのは、ロープウェイの運行と火口縁での営業ではないかと思います。

観光統計で、30ヶ所程度の調査でございますが、実際、そこについては何も変化がおきてない状況という事で、以前レベル2で修学旅行がキャンセルになったというのが1件お聞きしたことがありますけど、それからはエージェントも宿の方も、そういう対策を既にされているようでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） 阿蘇市としては、火口規制に対して何らかの対応は、今のところ検討とか、対策とかは立ててるんでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） すみません、その業者さんに対してですか。

この場合は、レベル2でございますので、そのレベル2がなくなる事には、何回も申し上げますが、一時、火口付近のガスでお亡くなりになった時に、そういうかたちで動いておりまして安全第一やっておりますし、当然、この1次規制が長期化すれば、かなり影響すると思いますが、現時点で、専門家の方が「危険」と言ってるのに開けるという話は、そのための、その後、阿蘇火山防災会議協議会の話もあると思いますが、観光だけで「さあ、開けました。はい、何かありました。」では、かえってそちの方のダメージの方が大きいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） ちょっと、質問が噛み合っていないように思うんですけど、結局、規制して閉めるということで、観光的なダメージはあると思うんですけど、それに対して、閉めたとしても何か出来るような事を、考えていた方がいいなと私は思います。

それで、規制関係で、高木課長の方から少し説明をいただければ。

それで終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 阿蘇火山防災会議協議会ということで、総務課の方で事務局を預かっておりますので、私の方で回答させていただきます。

平成9年11月に、2名の方、神奈川の方と佐賀の方が亡くなりました。

この際に、環境省の方から「こういった死亡事故があれば、まずもうこういった火口見学は、もうだめですよ。」といったことがありました。

それに対しまして、行政としては、やっぱり観光行政がありますので、何とか開けたいということで、火山監視をやることを条件に、現在、開けております。5 p p mという基準を設けた中で、ガス規制あたりの運用を図るようにしております。

あくまでも、観光客の安全、また、この規制を緩めたために、事故が起こったとすると、将来的にも「もう開けられませんよ、火口見物までは出来ませんよ。」といった事もありますので、そういった方針で進めております。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君、宜しいですか。

○1番（谷崎利浩君） はい、以上を持ちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもお疲れさまでした。

○議長（阿南誠蔵君） 1番議員、谷崎利浩君の一般質問が終わりました。

若干、時間が残っておるようでございますが、本日の一般質問はこのあたりで止めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） それでは、本日の一般質問をこれで終わりますので、散会を致します。

お疲れ様でございました。

午後4時16分 散会